

資料3

(未定稿)

## 吹田市第4次総合計画策定 課題検討集

(案)

平成 28 年●月●日

吹田市



## 《 目 次 》

<b>I. 本市を取り巻く社会情勢 .....</b>	<b>1</b>
1. 人口減少と少子高齢化の進行 .....	1
2. 経済及び雇用環境.....	3
(1) 景気の回復と回復傾向の鈍化.....	3
(2) 経済のグローバル化の進展.....	3
(3) 雇用形態の変化と労働力の不足 .....	5
3. 東京一極集中と地方創生.....	6
4. 自然災害への備え.....	7
(1) 国土強靭化の推進 .....	7
(2) 地域住民による防災.....	9
5. 地球環境問題の深刻化 .....	11
(1) 地球温暖化の進行 .....	11
(2) 循環型社会の形成 .....	12
6. 男女共同参画社会の推進.....	13
(1) 女性の社会進出の進展と課題.....	13
(2) ワークライフバランスの確保.....	14
7. 高度情報化社会の進展 .....	15
<b>II. 本市の状況 .....</b>	<b>17</b>
1. 人口の推移.....	17
(1) 総人口と社人研推計.....	17
(2) 自然増減と社会増減.....	17
(3) 年齢別人口の推移 .....	19
(4) 年齢3区分別人口の推移 .....	19
(5) 世帯数の推移 .....	22
(6) 労働力人口 .....	23
2. 財政の状況.....	25
(1) 毎年度の財政状況 .....	25
(2) 公共施設の改修時期の到来.....	26
3. 土地利用の状況 .....	27
4. 産業構造 .....	28
(1) 産業の構成 .....	28
(2) 開業率・廃業率.....	30
5. 住宅の状況.....	31
6. 大学 .....	31
<b>III. 第3次総合計画の進捗状況 .....</b>	<b>32</b>
1. 総合計画を取り巻く背景.....	32

(1) 地方自治法の改正 .....	32
2. 基本構想の検証 .....	32
(1) 計画の構成と期間 .....	32
(2) 人口と都市空間 .....	33
(3) 施策の大綱 .....	33
3. 基本計画の検証 .....	36



# I. 本市を取り巻く社会情勢

## 1. 人口減少と少子高齢化の進行

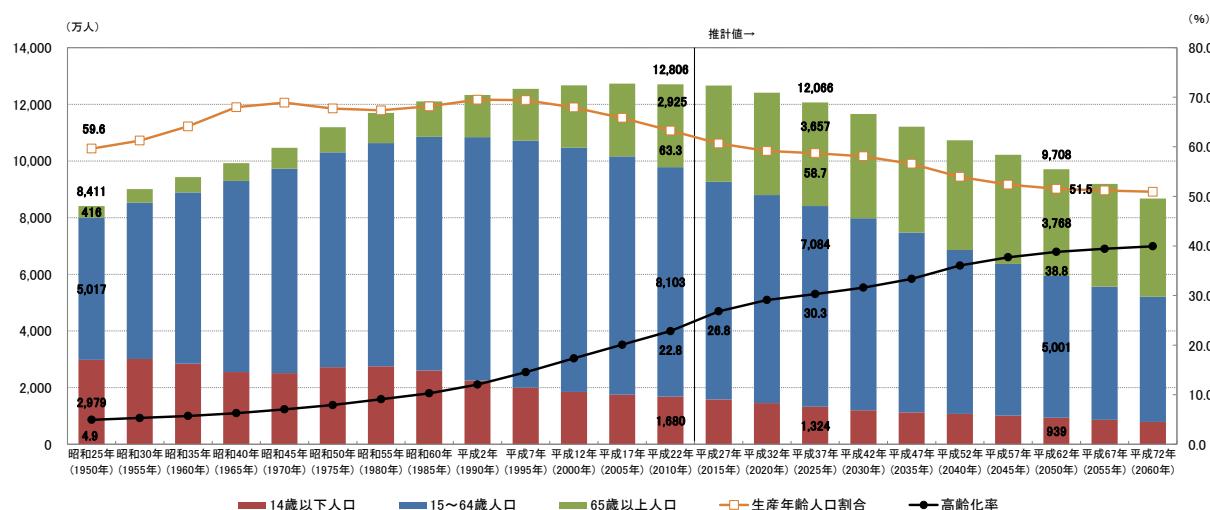
我が国の総人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに長期の減少過程に入っている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 42 年（2030 年）までに 1 億 2,000 万人、平成 62 年（2050 年）までに 1 億人を下回ることが予測されている。総人口の減少とともに、人口構造も大きく変化している（図表 I-1）。今後は、少子高齢化や生産年齢人口の割合が減少することに伴い、消費の縮小、労働力人口の減少、税収の減少といった影響が予想される。

少子化の背景には出生数の減少がある。一人の女性が一生のうちに出産する子供の推定人数を示す指標である合計特殊出生率は、平成 27 年（2015 年）現在で 1.46 と、人口置換水準である 2.07 を大きく下回っており、今後も出生数の減少傾向が続くと推計されている（図表 I-2）。

一方で、高齢者の割合は増加している。65 歳以上の人口は昭和 25 年（1950 年）には総人口の 4.9% であったが、平成 27 年（2015 年）には 26.8% に達し、平成 37 年（2025 年）には 30% を超え、平成 62 年（2050 年）には 40% に迫ると予測されている。我が国の高齢化は世界に例を見ないほど急速に進行しており、医療・年金・介護といった社会保障費の負担増が懸念されている（図表 I-3）。

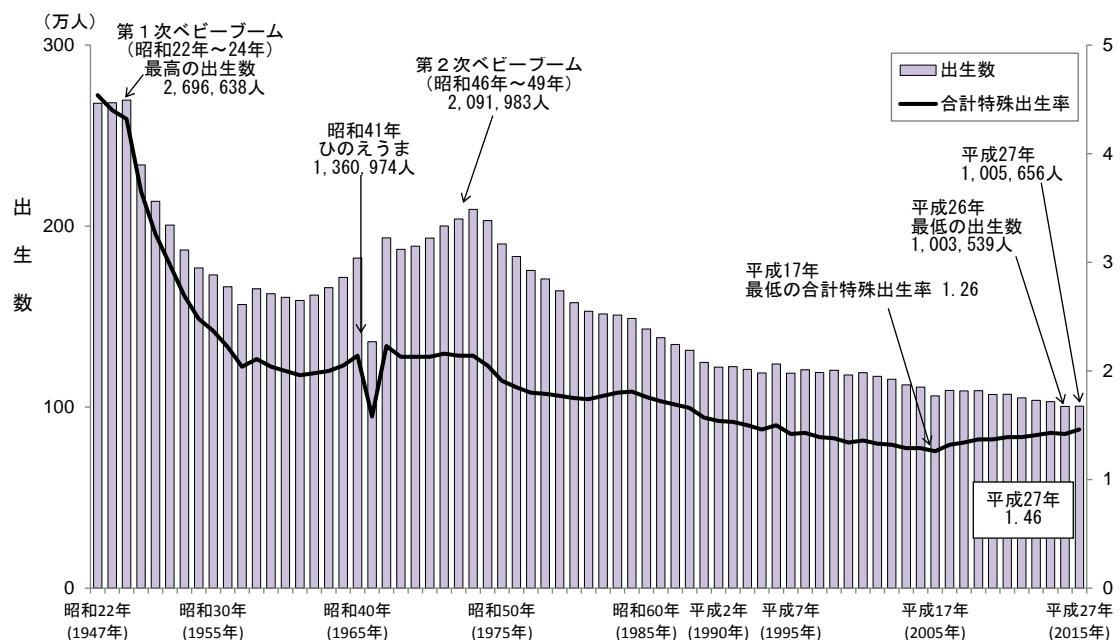
このような人口構造の変化にふさわしい社会保障制度の構築が求められている。

図表 I-1 年齢区分別人口の推移及び生産年齢人口割合



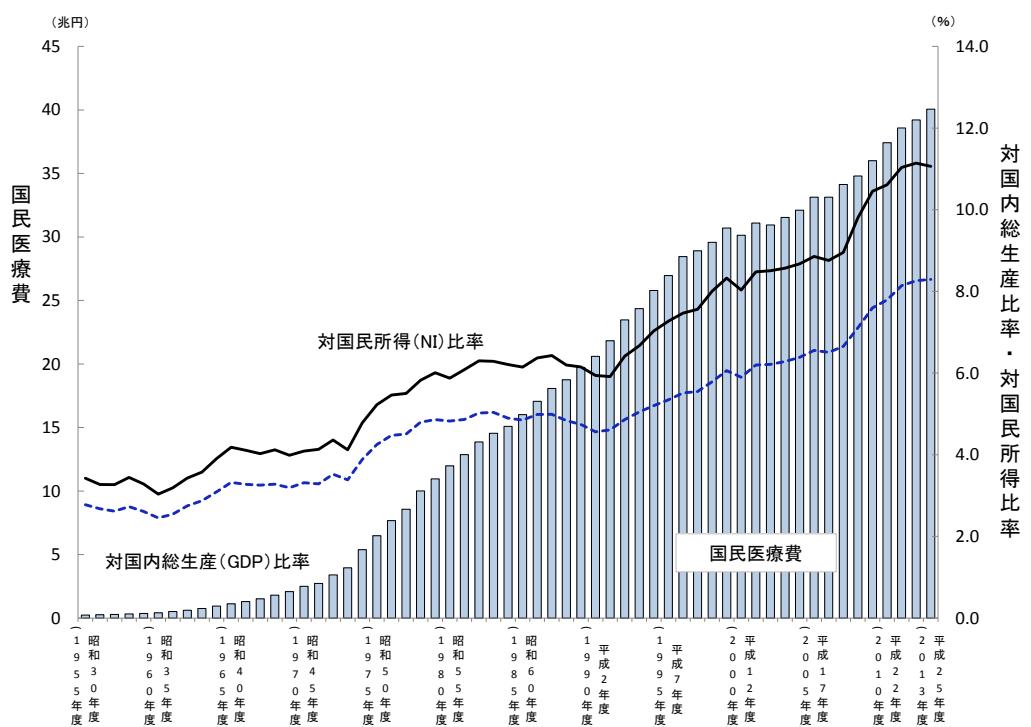
(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年 10 月 1 日現在人口）より作成

図表 I-2 出生数及び合計特殊出生率の推移



(資料) 厚生労働省「平成 27 年人口動態調査」

図表 I-3 国民医療費の年次推移



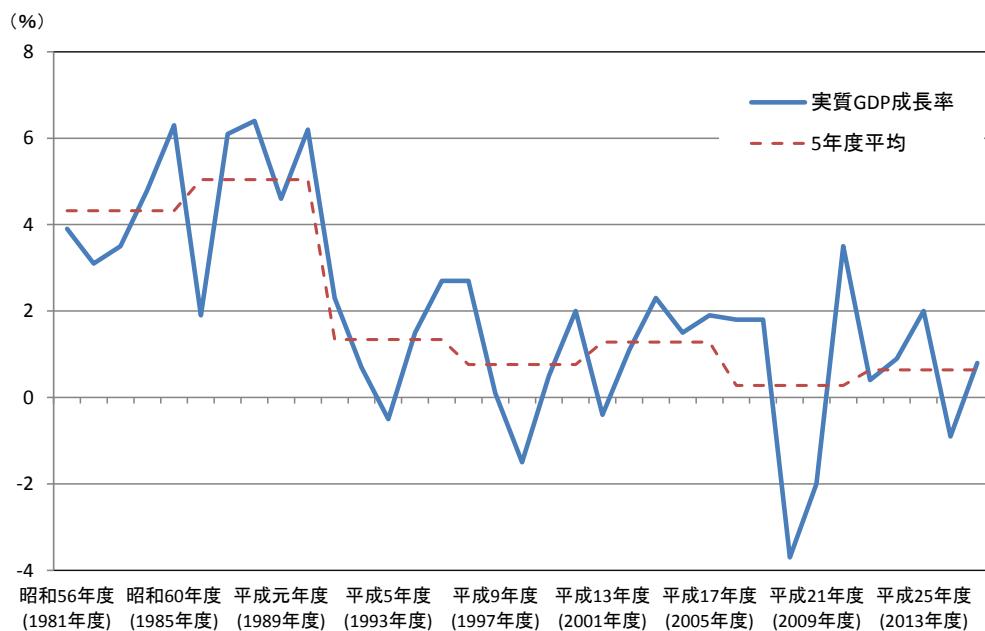
(資料) 厚生労働省「平成 25 年度国民医療費の概況」

## 2. 経済及び雇用環境

### (1) 景気の回復と回復傾向の鈍化

日本の経済情勢は、1990年代初め（平成の初頭）のバブル経済の崩壊や平成20年（2008年）の世界同時不況の影響など、長期的に厳しい状況が続いてきた。近年、金融緩和や経済対策等による取組により、企業の収益が改善し、消費や投資の増加に結び付くなど、景気回復の傾向が見られるものの、中長期的に見ると、平成3年度（1991年度）以降、5年度平均成長率が2%を超えた年はなく、低成長率の傾向が定着している状況にある（図表I-4）。

図表I-4 実質GDP成長率の推移



出典：内閣府「国民経済計算」より作成  
(1981-1994年度までは、「2009年度国民経済計算」連鎖形式、2000年基準、1995年度以降は2005年基準、連鎖形式による)

### (2) 経済のグローバル化の進展

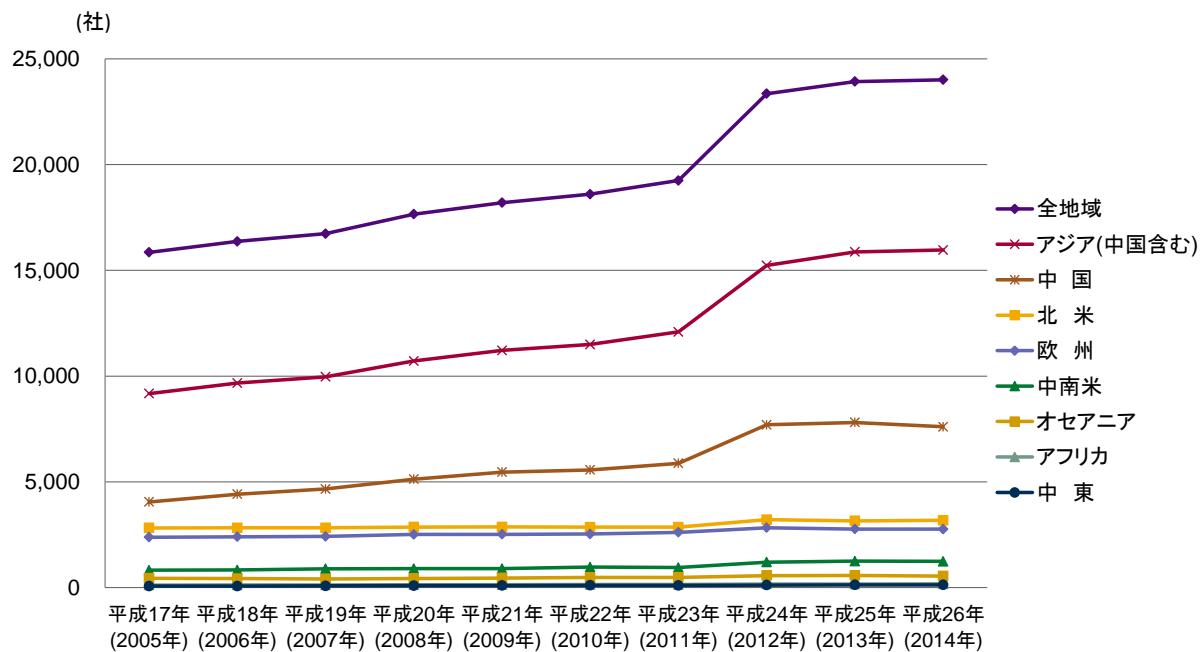
海外との競争の激化やアジア各国の急速な経済成長を背景に、日本企業、特に製造業の生産拠点の海外展開が進んでおり、国内産業の空洞化が懸念されている（図表I-5）。また、今後、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定が発効すると、さらなる海外企業の参入などによりグローバル競争が激化することが予想される。

一方で、近年、日本を訪れる外国人旅行者は増加傾向にあり、平成25年（2013年）には初めて1,000万人を超え、平成27年（2015年）には1,970万人に達した。特に、中国・台湾・韓国といったアジア圏からの旅行者が増加している。これら旅行者による旅行消費額も急速に増加している（図表I-6）。

平成32年（2020年）には東京オリンピック・パラリンピック開催を控えていることから、今後さらなる訪日外国人の増加が見込まれる。政府は、外国人旅行者数について、平

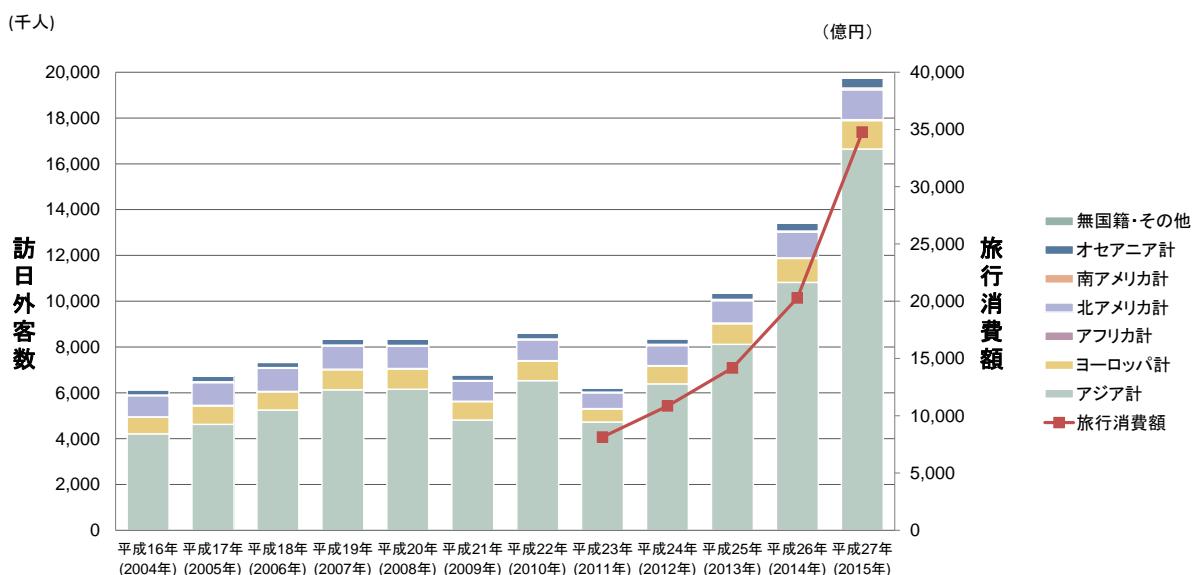
成32年（2020年）に4,000万人とすることを目標として掲げている。人口減少や経済成長の停滞といった問題を抱える我が国にとって、観光業は新たな基盤産業として需要拡大や雇用創出など経済を支える役割が期待されている。

図表 I-5 日本企業の海外現地法人数(国・地域別)



(資料) 経済産業省「海外事業活動基本調査」より作成

図表 I-6 訪日外客数(地域別)及び訪日外国人消費額



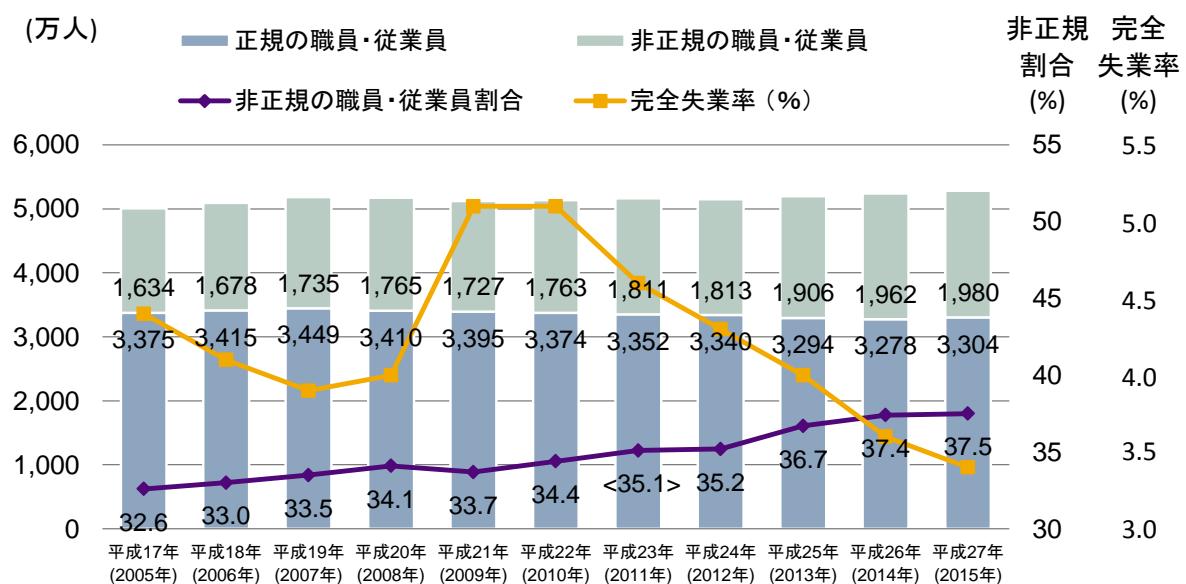
(資料) 日本国政府観光局 (JUNTO) 「訪日外客統計」及び観光庁「訪日外国人消費動向調査」をもとに作成

### (3) 雇用形態の変化と労働力の不足

景気の回復や生産年齢人口の減少に伴い、有効求人倍率や失業率は回復基調が続いている。完全失業率は世界金融危機直後である平成21年（2009年）の5.1%をピークにおおむね低下傾向にあり、平成27年（2015年）には3.4%まで改善している。一方、雇用形態については、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用労働者の割合が増加している（図表I-7）。

非正規雇用労働者が増加している背景には、高齢者の再雇用の増加や働き方の価値観の多様化といった肯定的な側面も存在する。一方で、非正規雇用労働者の所得は相対的に低く、雇用形態も不安定であることから、非正規雇用労働者の増加が社会全体の経済格差の拡大につながることが懸念されている。

図表I-7 完全失業率及び雇用形態別労働者数の推移



（資料）総務省「労働力調査」より作成

（注）労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年の数値は補完的に推計した値(2010年国勢調査基準)である。

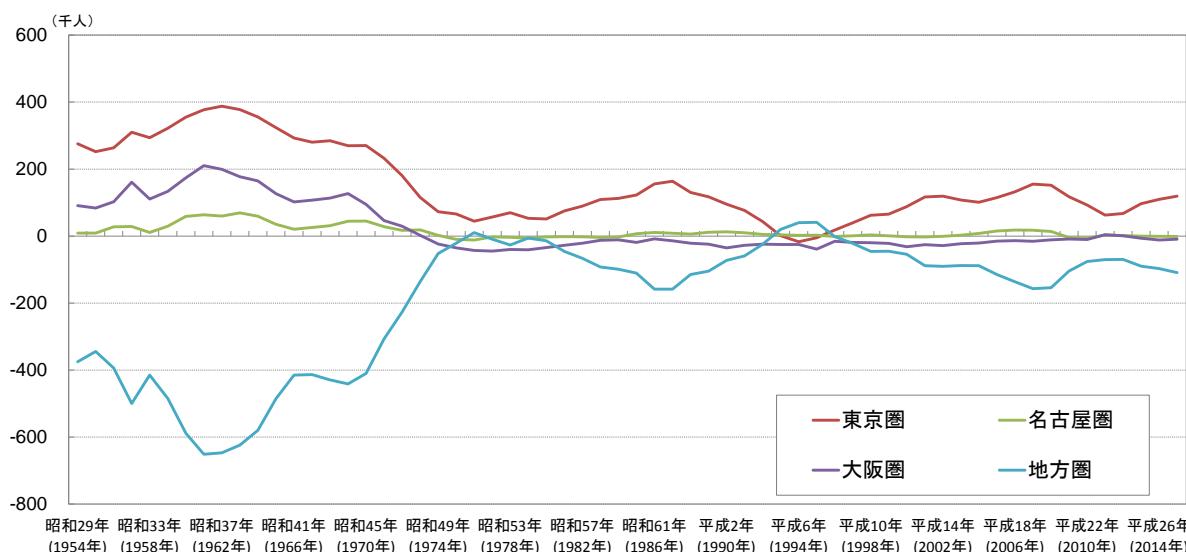
### 3. 東京一極集中と地方創生

人口の東京一極集中の傾向が加速している。大阪圏と名古屋圏の転入超過数は1970年代半ばからほぼ横ばいとなっている中、東京圏はほぼ一貫して転入超過となっており、平成26年（2014年）の転入超過数は11万9,000人を記録した（図表I-8）。平成27年（2015年）には、東京圏の人口は3,600万人となり、総人口の4分の1以上が集中している。

一極集中の結果、首都圏では住宅価格の高騰、長時間通勤、保育所不足、介護サービス不足等の問題が顕在化する一方で、地方では人手不足が深刻化している。

こうした中、平成26年（2014年）以降、国では、東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現などをめざす「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、地方創生の取組が進められている。地方自治体においては、各地域の実情に即した独自の魅力創出に向けた取組が求められている。

図表I-8 三大都市圏・地方圏の人口移動（転入超過数）の推移



昭和29年 昭和33年 昭和37年 昭和41年 昭和45年 昭和49年 昭和53年 昭和57年 昭和61年 平成2年 平成6年 平成10年 平成14年 平成18年 平成22年 平成26年  
(1954年) (1958年) (1962年) (1966年) (1970年) (1974年) (1978年) (1982年) (1986年) (1990年) (1994年) (1998年) (2002年) (2006年) (2010年) (2014年)

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

（注）上記の地域区分については以下のとおり。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

地方圏：三大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）以外の地域

## 4. 自然災害への備え

### (1) 国土強靭化の推進

我が国は、地形、地質、気候などの自然的条件から、地震、津波、台風等による災害が発生しやすい国土である。特に地震災害においては、過去に阪神・淡路大震災、東日本大震災等で甚大な被害があり、平成28年（2016年）にも熊本地震により大きな被害がもたらされた（図表I-9）。また、将来的に、南海トラフ地震といった巨大地震や首都直下地震の発生が懸念されている。防災拠点となる公共施設や公立小中学校の耐震化率は年々上昇しているものの、いまだ耐震化されていない施設も残存している（図表I-10、図表I-11）。地震の他にも、台風やゲリラ豪雨等の風水害も数多く発生している。

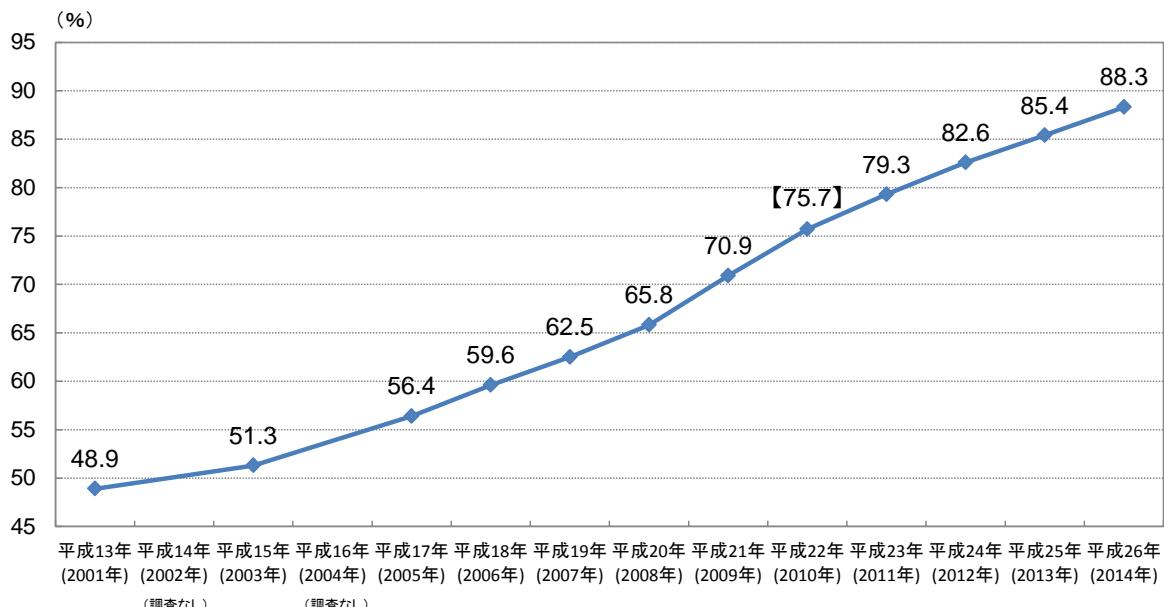
政府は、平成26年（2014年）6月に「国土強靭化基本計画」を策定し、ハード施策（施設や避難路の整備等）とソフト施策（ハザードマップ作成、避難訓練等）の両面から防災・減災に取り組んでいる。地方公共団体においても、全都道府県で「国土強靭化地域計画」を策定中であるなど、取組が進められている。

図表I-9 我が国における近年の主な自然災害

年月日	災害名	主な被災地	死者・行方不明者数
平成 7. 1.17	阪神・淡路大震災(M7.3)	兵庫県	6,437人
9. 7.10	鹿児島県出水市の土石流災害	鹿児島県出水市	21人
10. 8.26 ~ 31	平成10年8月末豪雨	福島県、栃木県、茨城県	22人
11. 6.23 ~ 7. 3	梅雨前線豪雨	西日本を中心とする全国	39人
9.21 ~ 25	台風第18号	九州を中心とする全国	31人
15. 7.18 ~ 21	梅雨前線豪雨	九州地方	23人
16. 9. 4 ~ 8	台風第18号	中国地方を中心とする全国	45人
9.26 ~ 30	台風第21号	西日本を中心とする全国	27人
10.18 ~ 21	台風第23号	近畿、四国地方を中心とする全国	98人
10.23	平成16年(2004年)新潟県中越地震(M6.8)	新潟県	68人
12 ~ 17. 3	雪害	北海道、東北及び北陸地方等	88人
17. 9. 4 ~ 8	台風第14号	中国、四国、九州地方を中心とする全国	29人
12 ~ 18. 3	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
18. 6.10 ~ 7.29	梅雨前線による豪雨	関東、中部、近畿、中国、九州地方	33人
20. 6.14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震(M7.2)	東北地方(特に宮城、岩手)	23人
21. 7.21 ~ 26	平成21年7月中国・九州北部豪雨	中国、九州地方(特に山口、福岡)	35人
8.10 ~ 11	平成21年台風第9号	近畿、四国地方(特に兵庫)	27人
22. 6.11 ~ 7.19	平成22年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	21人
11 ~ 23. 3	平成22年11月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方等	131人
23. 3.11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(Mw9.0) (東日本大震災)	東北地方(特に宮城県、岩手県、福島県) を中心とする全国	22,010人
8. 30 ~ 9. 5	平成23年台風第12号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98人
11 ~ 24. 3	平成24年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	132人
24.7.11 7.14	平成24年7月11日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	32人
12 ~ 25. 3	平成25年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	101人
25.10.15 ~ 10.16	平成25年台風第26号及び第27号	東日本から西日本にかけての太平洋側 (特に関東)	43人
10.24 ~ 10.26		東北及び関東甲信越地方	93人
25.11 ~ 26. 3	平成25年11月末からの大雪等	広島県	76人
26. 8.20	平成26年8月豪雨(広島土砂災害)	長野県、岐阜県	63人
9.27	平成26年(2014年)御嶽山噴火	北海道、東北、北陸及び四国地方等	83人
12 ~ 27. 3	平成26年12月からの大雪等	九州地方	49人
28. 4.14 及び 4.16	平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震		

（資料）内閣府「防災白書」より作成

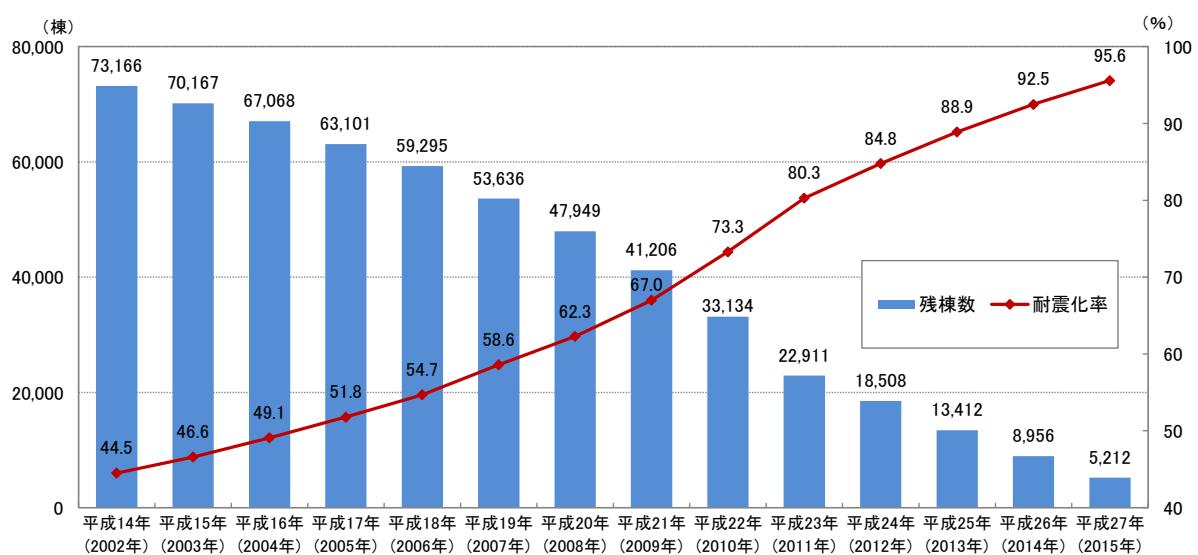
図表 I-10 防災拠点となる公共施設等の耐震化率の推移



(資料) 総務省「防災拠点となる公共施設等の耐震率推進状況調査結果」

(注) 【】内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県並びにこれら3県内の市町村データを除いた数値により集計したもの。

図表 I-11 公立小中学校における耐震化率、耐震性がない建物の残棟数の推移



(資料) 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」(平成27年6月)

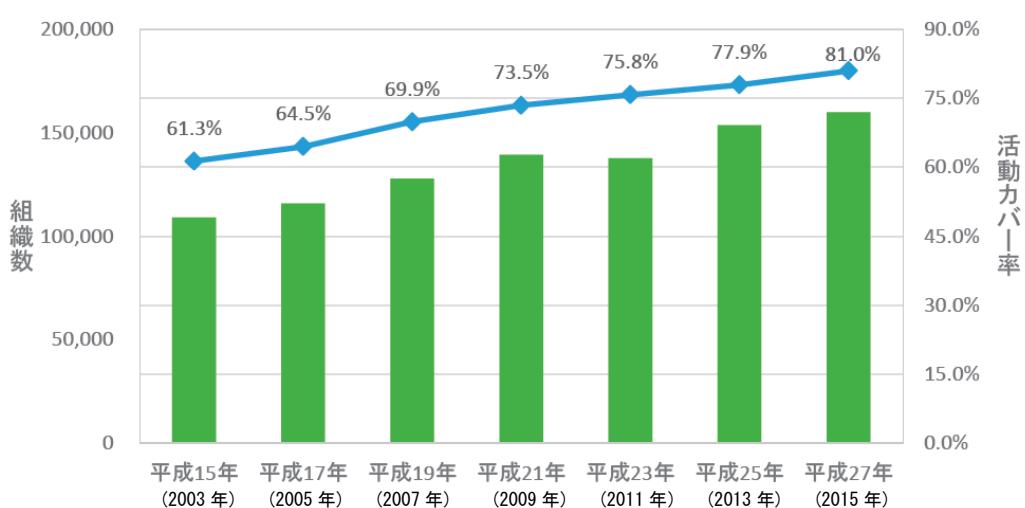
## (2) 地域住民による防災

政府や地方公共団体は、「公助」の取組を進めているが、阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害時の「公助の限界」が明らかになるとともに、地域での一人ひとりの「自助」、多様な主体の「共助」も重要となっている。今後は、高齢化による避難困難者の増加も見込まれており、地域住民による自主防災の重要性がますます高まっている。

阪神・淡路大震災以降、地域防災活動への関心が高まり、住民による自発的な防災活動に関する組織である自主防災組織は組織数とカバー率共に上昇している（図表 I-12）。しかし、地域の防災力の要である消防団員数は減少し、高齢化が進行していることから、地域の防災力の低下が懸念される（図表 I-13、図表 I-14）。

行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身や地域による活動体制をいかに整えるかが今後の課題となっている。

図表 I-12 自主防災組織の組織数及び活動力バー率

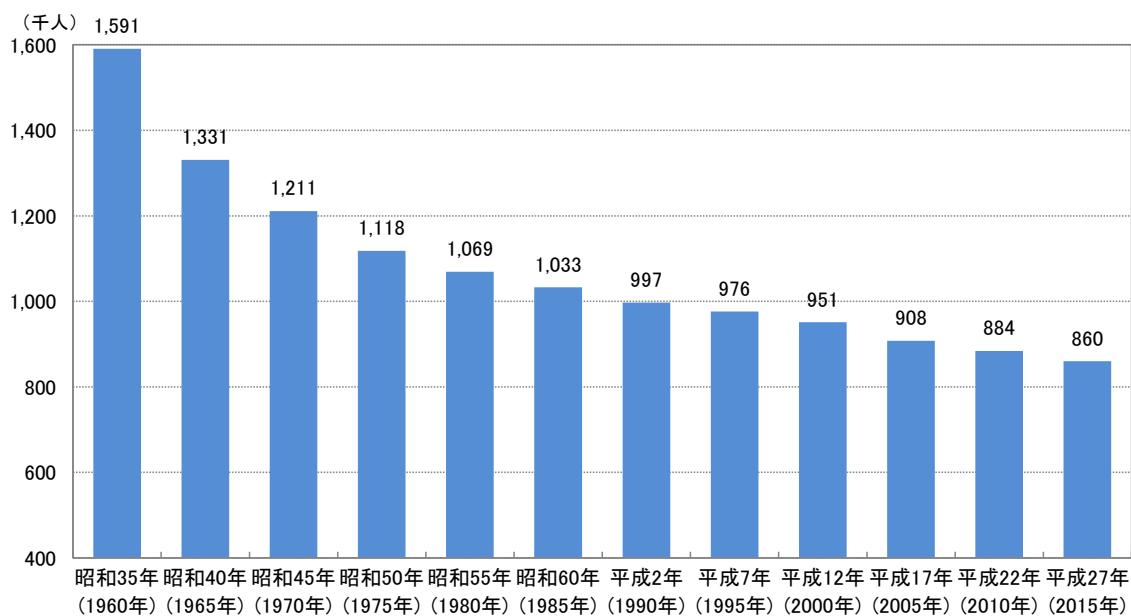


出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成 各年4月1日現在

※活動力バー率：全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

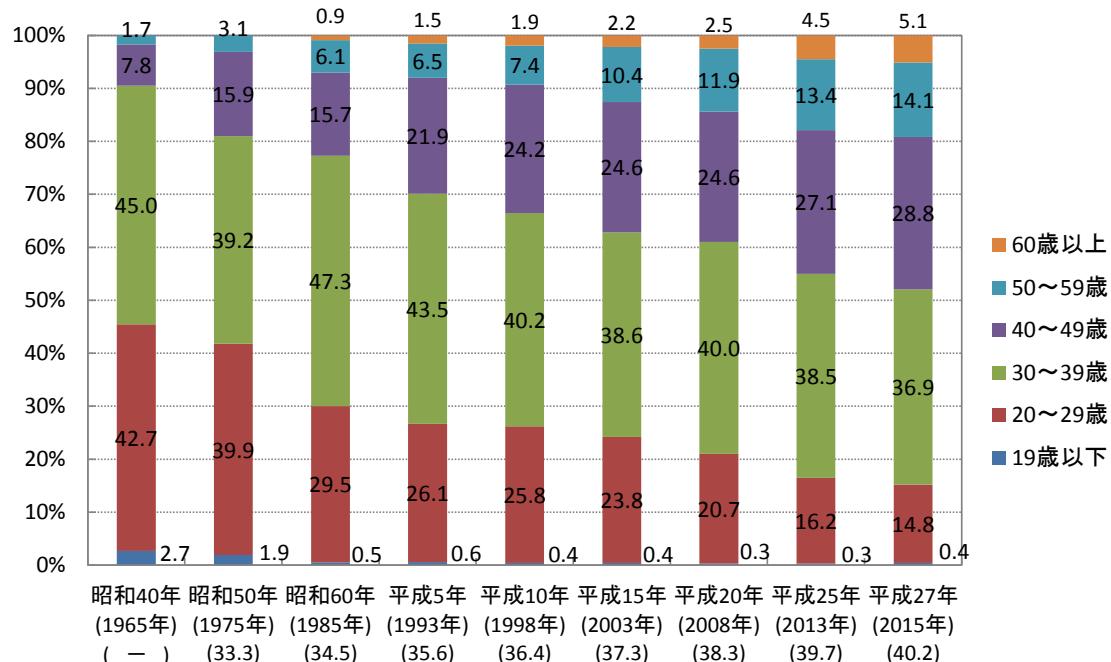
（資料）内閣府「平成28年版防災白書」より作成

図表 I-13 消防団員数の推移



(資料) 内閣府「平成 28 年版防災白書」より作成

図表 I-14 消防団員の年齢構成比率の推移



(資料) 「平成 28 年版防災白書」より作成

(注1) 表中、( ) 内は平均年齢を指す。

(注2) 昭和 40 年、50 年は「60 歳以上」の統計が存在しない。また昭和 40 年は平均年齢の統計が存在しない。

## 5. 地球環境問題の深刻化

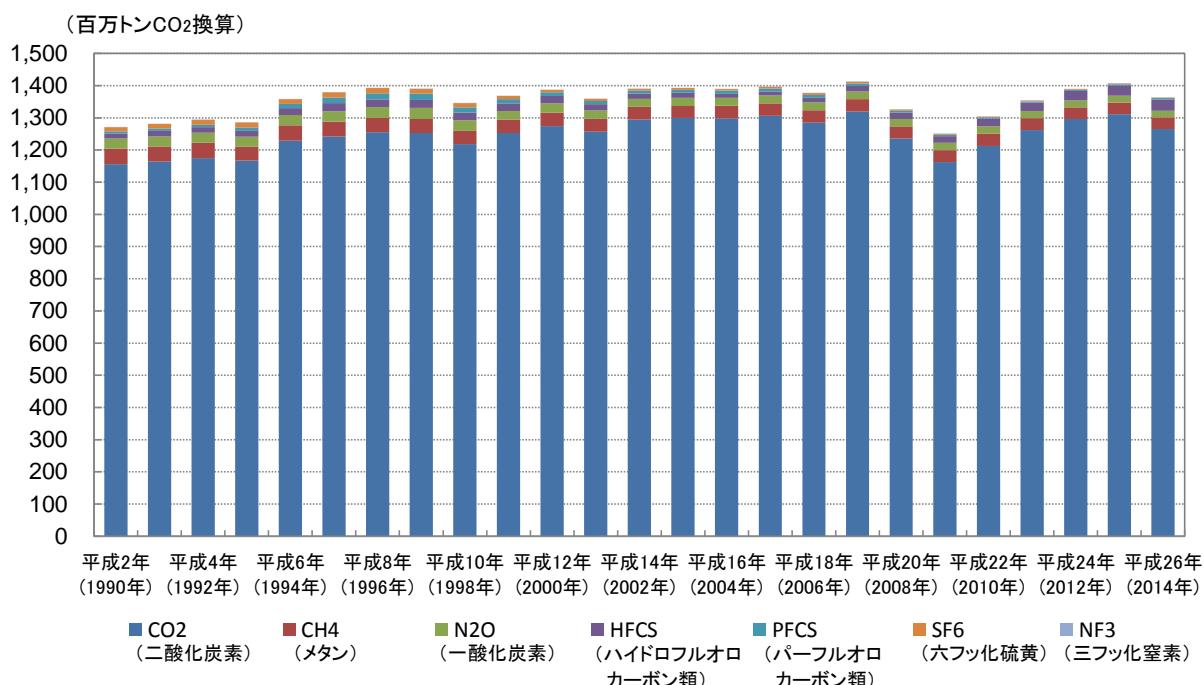
### (1) 地球温暖化の進行

産業革命以降の社会経済活動の拡大に伴い、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの排出量が増加し、地球温暖化の進行による海面水位の上昇や砂漠化といった現象が生じている。

平成 27 年（2015 年）12 月、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる新たな国際枠組「パリ協定」が採択され、それを踏まえ、我が国の地球温暖化対策の取組方針が決定された。

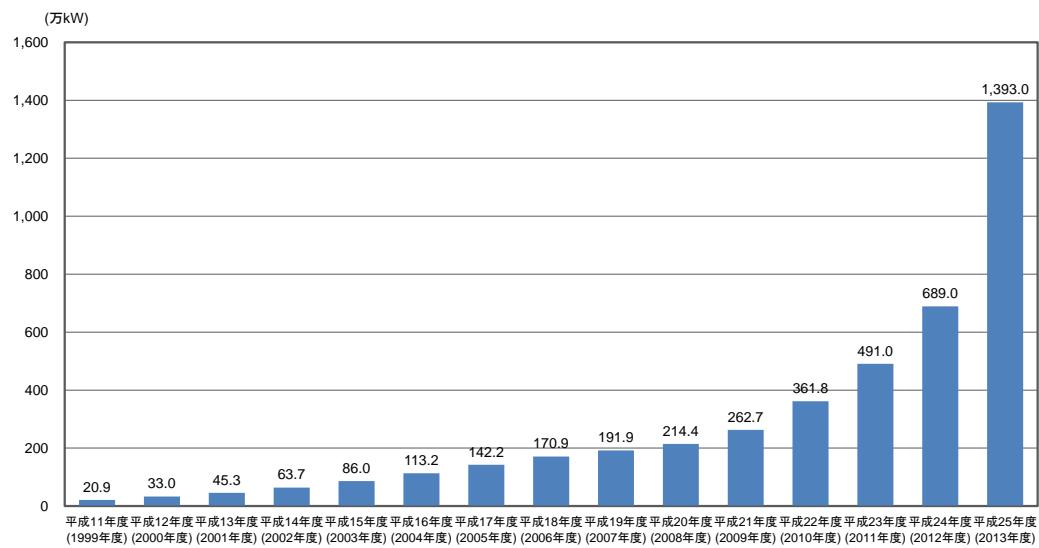
我が国においては、平成 20 年（2008 年）の世界同時不況の影響により、企業の生産活動が大幅に落ち込むなどの影響で、温室効果ガスの排出量は一時的に減少したが、その後景気の回復や平成 23 年（2011 年）の東日本大震災による原子力発電所停止、国内生産の回復等の影響で、近年の温室効果ガス排出量は増加傾向となっている（図表 I-15）。こうした中、政府は省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進しており、太陽光発電に代表されるような再生可能エネルギーの導入量は増加傾向にある（図表 I-16）。しかし、安定的なエネルギー供給源となるまでには至っていない。

図表 I-15 日本の温室効果ガス排出量の推移



（資料）国立環境研究所「日本国温室効果ガスイベントリポート書（NIR）2016」より作成

図表 I-16 太陽光発電の導入量の推移

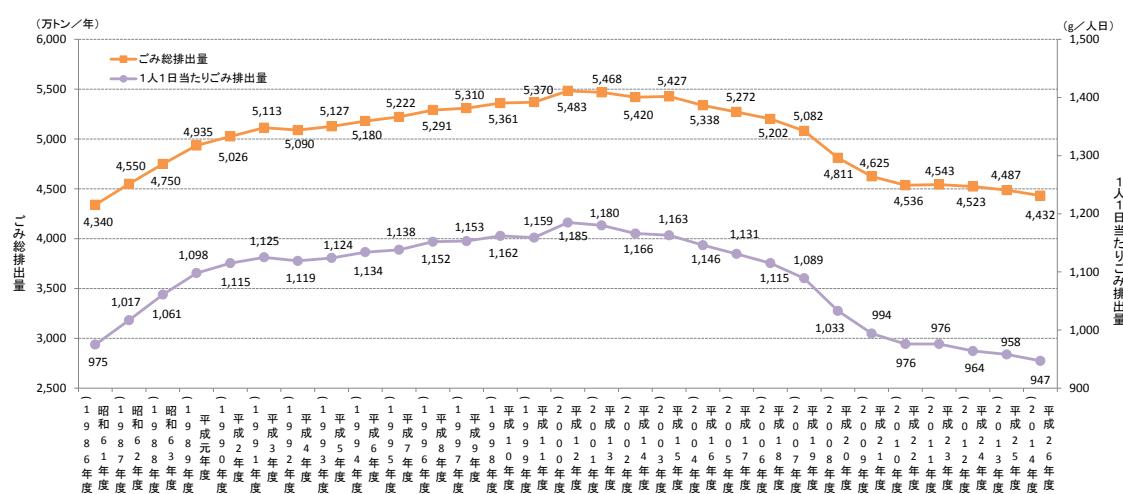


(資料) 環境省「平成27年版環境統計集」、日本エネルギー経済研究所 計量分析ユニット「EDMC エネルギー・経済統計要覧(2015年版)」より作成

## (2) 循環型社会の形成

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、平成12年(2000年)に循環型社会形成推進基本法が制定された。平成17年(2005年)には、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、国全体の方針として、一般廃棄物処理の有料化などが推進された。地方自治体においても、ごみ処理の有料化や分別回収の徹底、リサイクル推進などの取組が進められており、近年、ごみの総排出量及び1人1日当たりごみ排出量は減少傾向にある(図表I-17)。

図表 I-17 ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



注1: 平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量)」と同様とした。

2: 1人1日当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。

3: 平成24年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

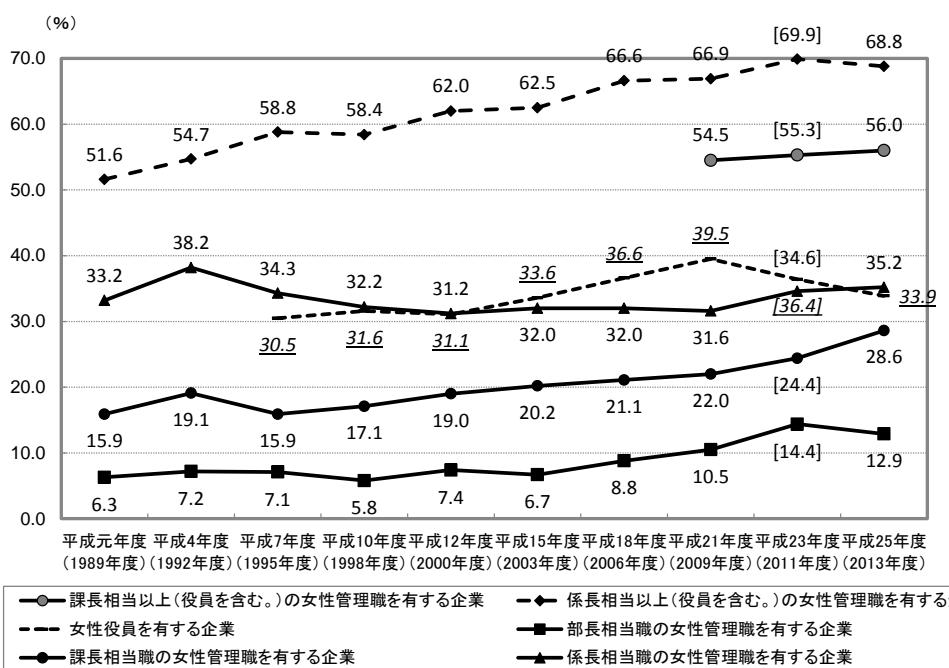
(資料) 環境省「平成28年版環境白書」より作成

## 6. 男女共同参画社会の推進

### (1) 女性の社会進出の進展と課題

女性管理職を有する企業の割合は増加傾向にあり、係長相当職以上の女性管理職を有する企業は平成25年度(2013年度)現在で7割近くに達する(図表I-18)。しかし、管理職に占める女性の比率を見ると、増加傾向はあるものの、係長相当職で1割程度であるなど、依然として低水準にとどまっている(図表I-19)。

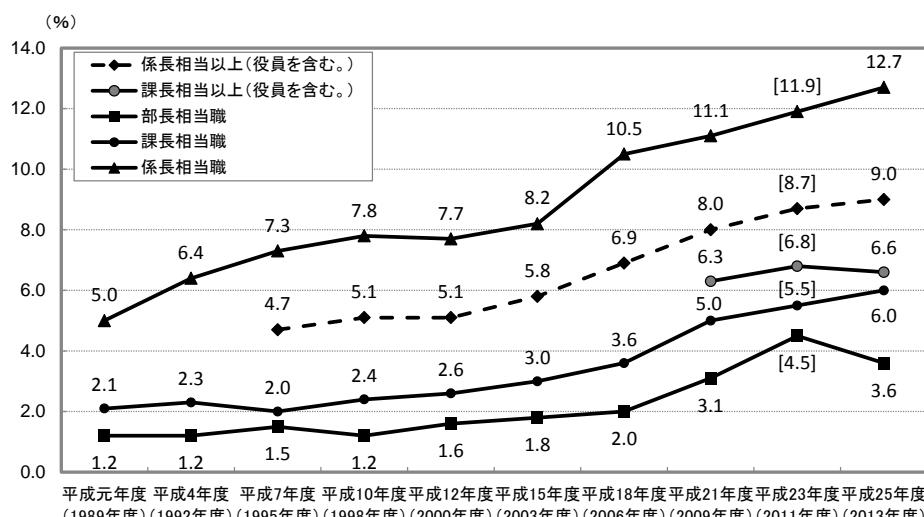
図表I-18 役職別女性管理職を有する企業割合の推移



(資料) 厚生労働省「平成25年度雇用均等基本調査」

(注)【】内の比率は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

図表I-19 役職別女性管理職割合の推移



(資料) 厚生労働省「平成25年度雇用均等基本調査」

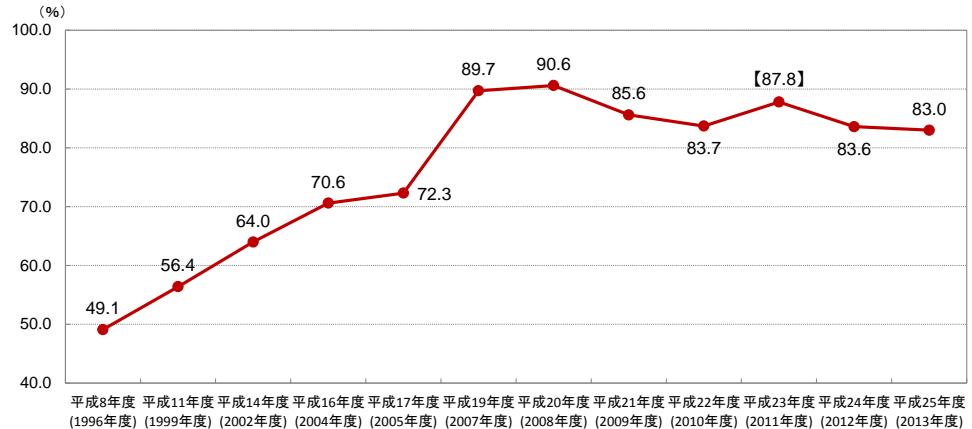
## (2) ワークライフバランスの確保

女性の社会進出が進む一方で、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を確保し、仕事と育児・介護などが両立しやすい環境づくりが重要となっている。女性の育児休業取得率は平成8年度（1996年度）の約5割から上昇し、平均25年度（2013年度）は8割を超えており、しかし、男性の育児休業取得率は、上昇傾向はあるものの、平成25年度（2013年度）時点ではわずか2%ほどにとどまり、女性の取得率を大きく下回っている（図表I-20）。この背景には、長時間労働の常態化や、育児休暇取得を言い出しにくい職場の雰囲気などがあると推察される。男女共同参画社会の実現に向け、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制といった働き方の見直しなどにより、女性だけでなく男性にとっても、子育てや地域活動に参画しやすい環境づくりが求められている。

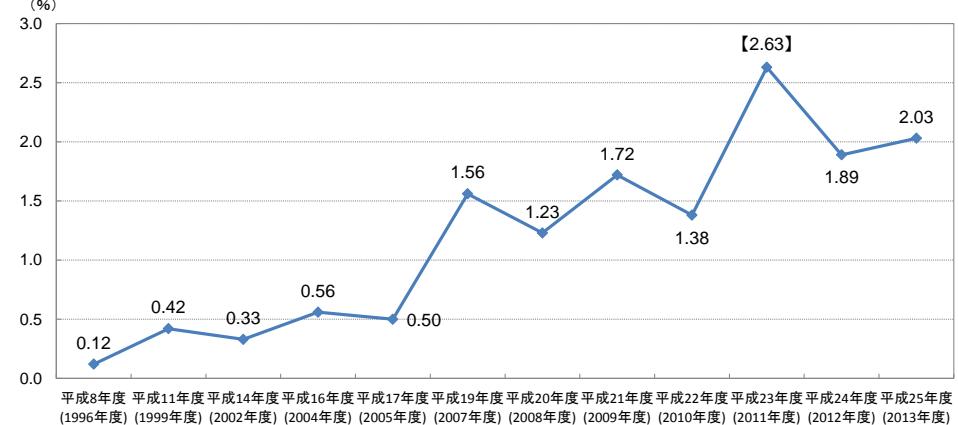
また、女性の社会進出に伴い保育ニーズが高まる中で、子育て世代に人気がある地域では保育所が不足し、待機児童の増加が問題になっている。女性が活躍しやすい社会の実現のため、子育てしやすい社会環境の整備がより一層求められている。

図表I-20 男女別育児休業取得率の推移

【女性】



【男性】



(資料) 厚生労働省「平成25年度雇用均等基本調査」より作成

(注) 【】内の比率は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

## 7. 高度情報化社会の進展

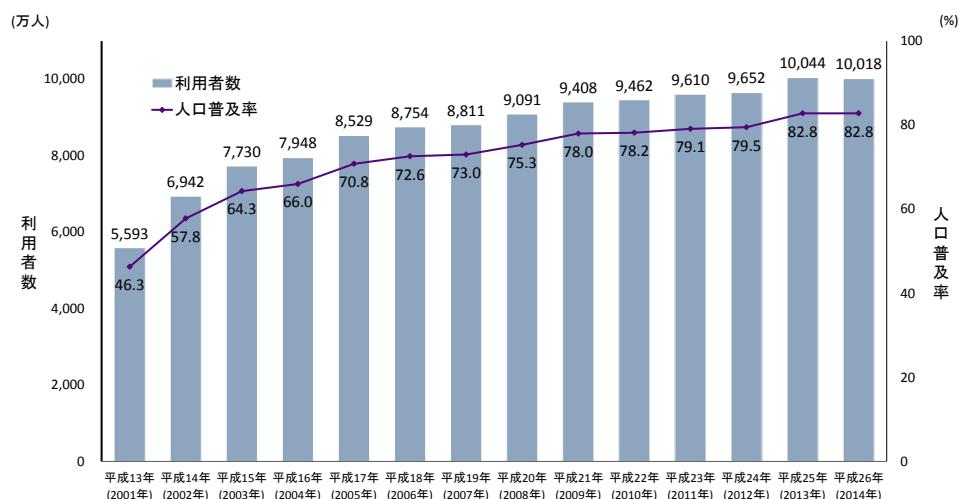
インターネットの人口普及率は年々上昇し、平成 25 年（2013 年）には 8 割を超えた（図表 I-21）。

年代別にインターネットの普及率を見てみると、平成 26 年（2014 年）では、13～59 歳の普及率は 9 割を超えており、また、60 歳以上の高齢者の普及率においても、平成 14 年（2002 年）と比較すると平成 26 年（2014 年）には大幅に増加しているなど、インターネットは幅広い世代へ普及しつつある（図表 I-22）。

いまやインターネットは代表的な情報源の一つである。「いち早く世の中のできごとや動きを知る」ために最もよく利用するメディアとしてインターネットを挙げる人の割合は、平成 12 年（2000 年）では 1.7% だが平成 24 年（2012 年）には 29.6% に増加した。「世の中のできごとや動きについて信頼できる情報を得る」ために最もよく利用するメディアとしてインターネットを挙げる人の割合も、平成 12 年（2000 年）は 0.4% だが平成 24 年（2012 年）には 14.7% にまで増加している（図表 I-23）。

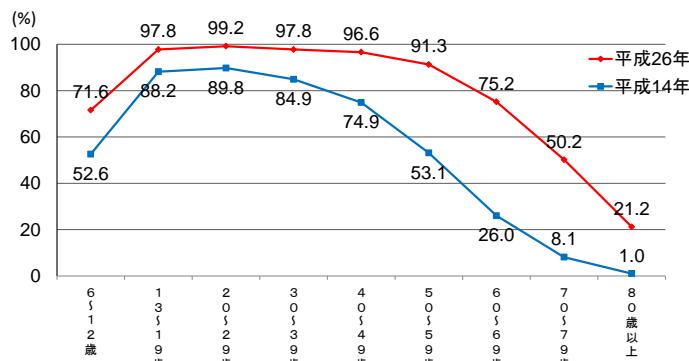
このような高度情報化社会の進展に伴い、国や地方自治体に対しても、各種申請手続きのオンライン化など市民の利便性向上への要求が高まっており、地方公共団体が扱う申請・手続きのオンライン利用率が向上している（図表 I-23）。

図表 I-21 インターネット利用者数及び人口普及率の推移



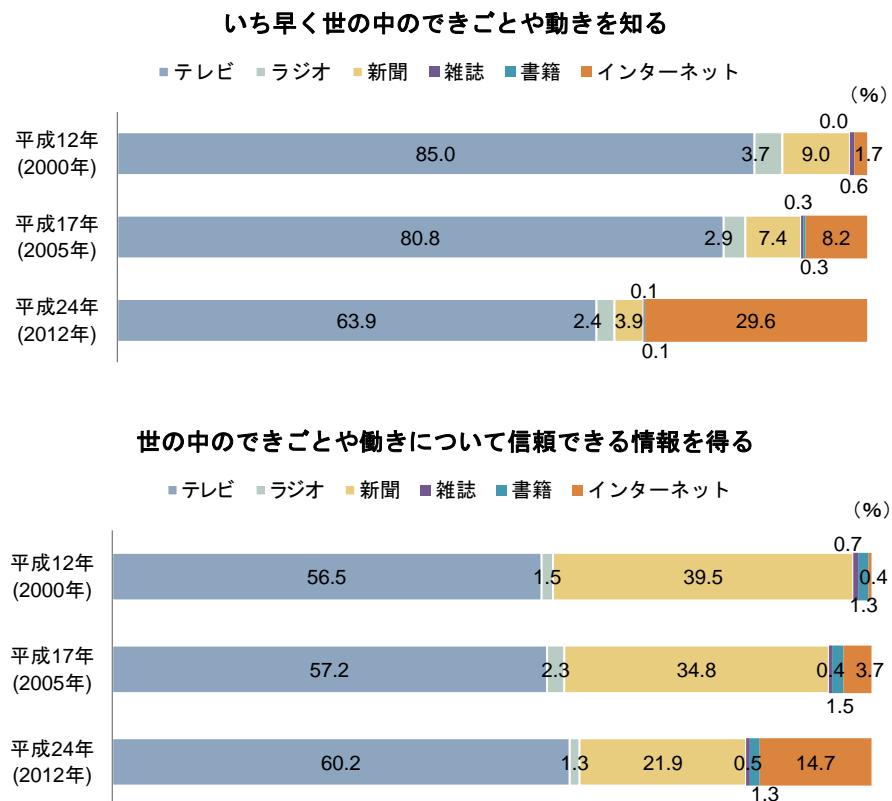
(資料) 総務省「平成 26 年通信利用動向調査」より作成

図表 I-22 年代別インターネット利用率



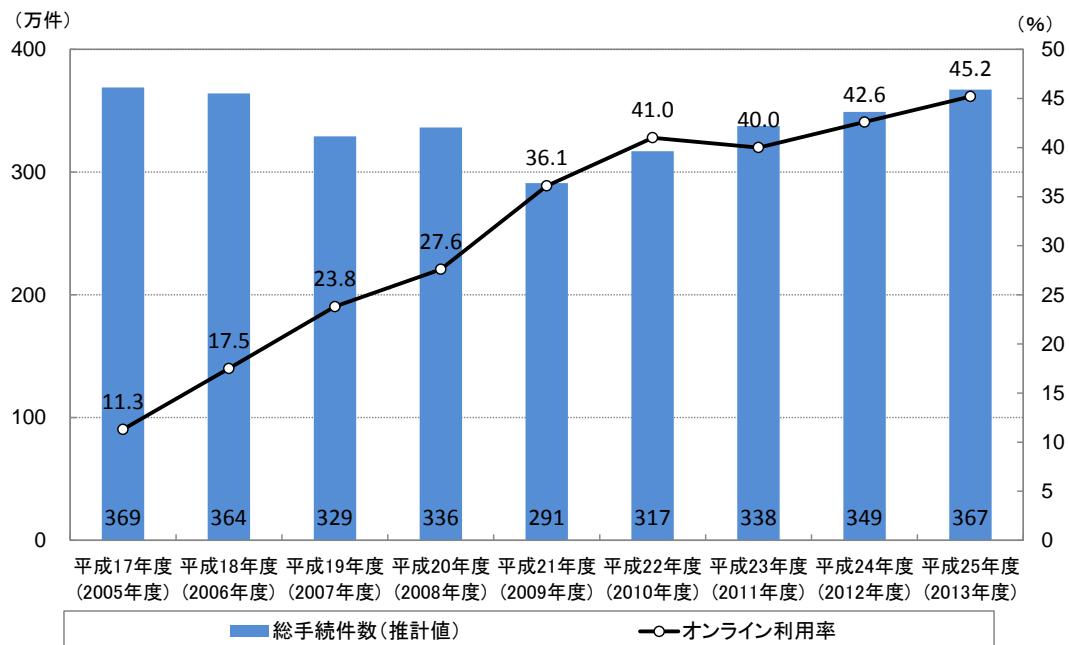
(資料) 総務省「平成 27 年版情報通信白書」より作成

図表 I-23 最も利用するメディアの推移(目的別)



(資料) 総務省「平成 27 年版情報通信白書」より作成

図表 I-24 地方公共団体が扱う申請・手続きのオンライン利用率



(資料) 総務省「年度情報通信白書」より作成

(注) 地方公共団体が扱うオンライン利用促進対象手続（電子自治体利用促進指針において、オンライン利用促進対象手続に選定したもの）のオンライン利用率

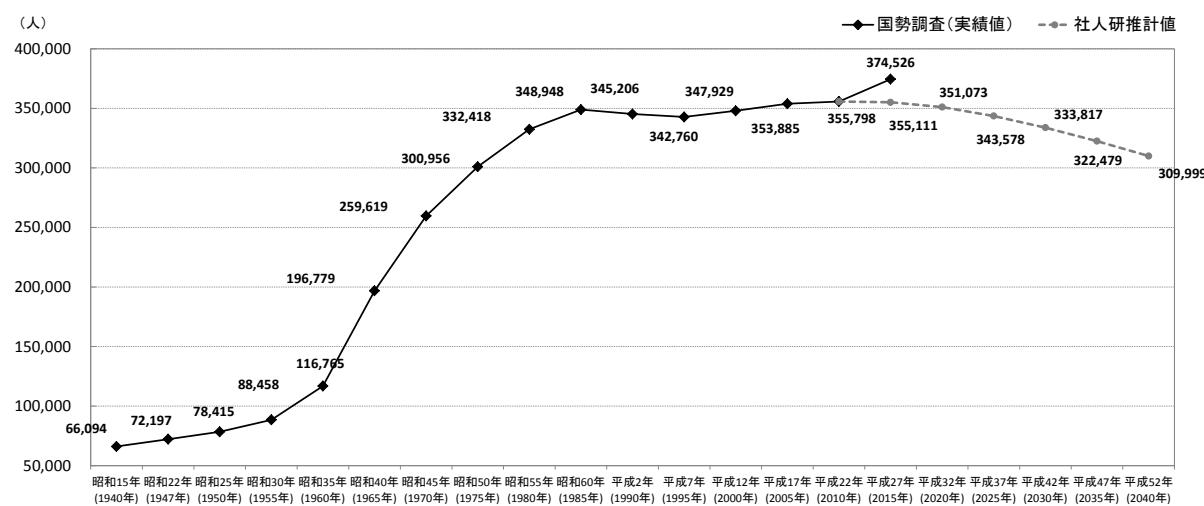
## II. 本市の状況

### 1. 人口の推移

#### (1) 総人口と社人研推計

本市の総人口は、昭和 60 年（1985 年）に一旦ピークを迎えた後、平成 7 年（1995 年）まで微減傾向にあったが、その後再び増加に転じている。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によれば、平成 27 年（2015 年）以降、本市の人口は再び減少に転じると見込まれているが、国勢調査によると平成 27 年（2015 年）の人口は 37 万人を超えており、近年、人口の増加幅が大きくなっている（図表 II- 1）。

図表 II-1 総人口の推移と社人研推計



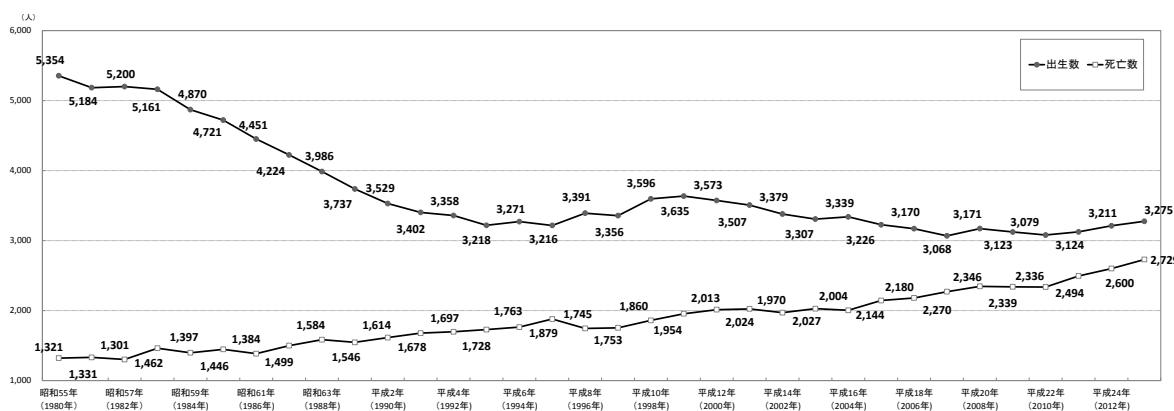
（資料）総務省「国勢調査」及び社人研「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年)」より作成

#### (2) 自然増減と社会増減

本市の自然増減に関しては、出生数は、近年、3,000 人台前半という一定水準で推移している一方、死亡数は緩やかな増加傾向が続いている（図表 II- 2）。

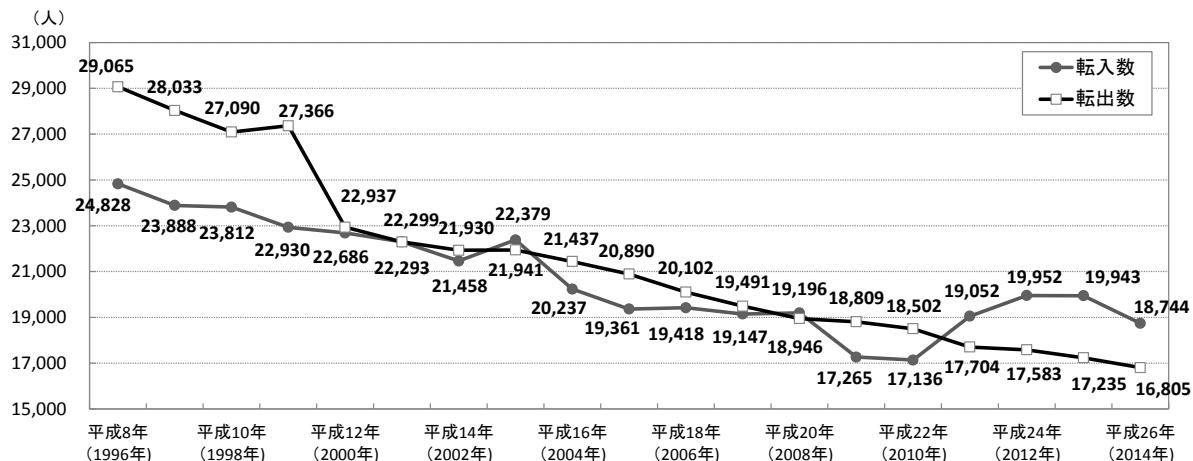
社会増減の推移に関しては、平成 23 年（2011 年）以降、転入数が大幅に増加したことにより転入超過が続いている（図表 II- 3）。また、全国的に人口の東京一極集中の傾向が見られる中、本市においては、転入者全体に占める東京圏からの転入者の比率が高い（図表 II- 4）。

図表 II-2 自然増減(出生数、死亡数)の推移



(資料) 吹田市「吹田市人口ビジョン」より作成

図表 II-3 社会増減(転入数、転出数)の推移



(資料) 吹田市「吹田市人口ビジョン」より作成

図表 II-4 転入者総数に占める東京圏からの転入者の比率(府内上位5市町村)

順位	自治体	転入者 総数	東京圏からの 転入者数	東京圏 比率 (%)
1	吹田市	20,739	3,574	17.23
2	豊中市	19,240	2,993	15.56
3	高槻市	10,326	1,294	12.53
4	千早赤阪村	104	13	12.50
5	茨木市	11,057	1,219	11.02
11	大阪市	159,903	12,837	8.03
-	大阪府全域	374,257	31,597	8.44

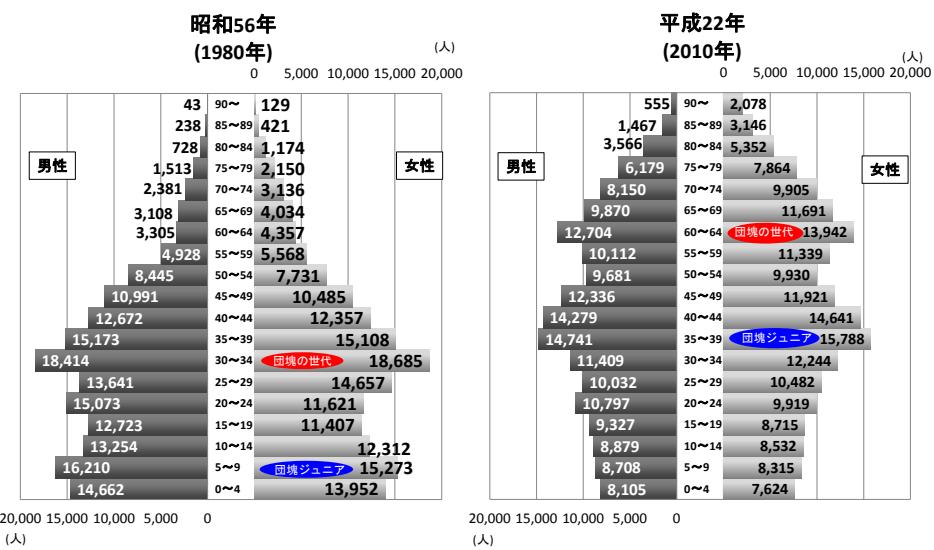
(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告(平成27年)」より作成

(注) 東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

### (3) 年齢別人口の推移

年齢別の人口を見ると、昭和 55 年（1980 年）に比べて、平成 22 年（2010 年）は 40 歳代より若い世代になるほど人口が少なくなっているなど、少子化の傾向が顕著である。また、団塊の世代が 60 歳代に達しており、今後この世代が後期高齢者へ移行していくとともに、人口に占める高齢者の比率が一層高まると見込まれる（図表 II-5）。

図表 II-5 総人口の推移と社人研推計



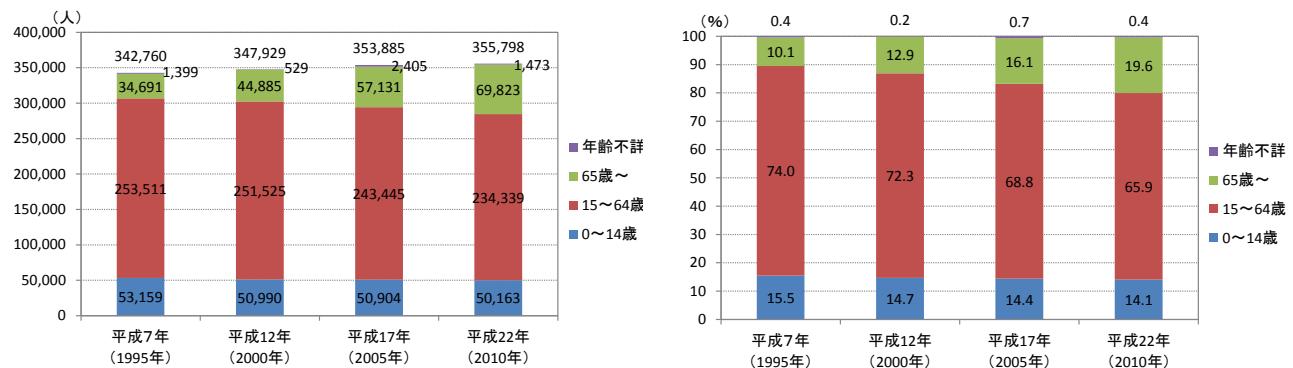
（資料）吹田市「吹田市人口ビジョン」（2016年）

### (4) 年齢 3 区分別人口の推移

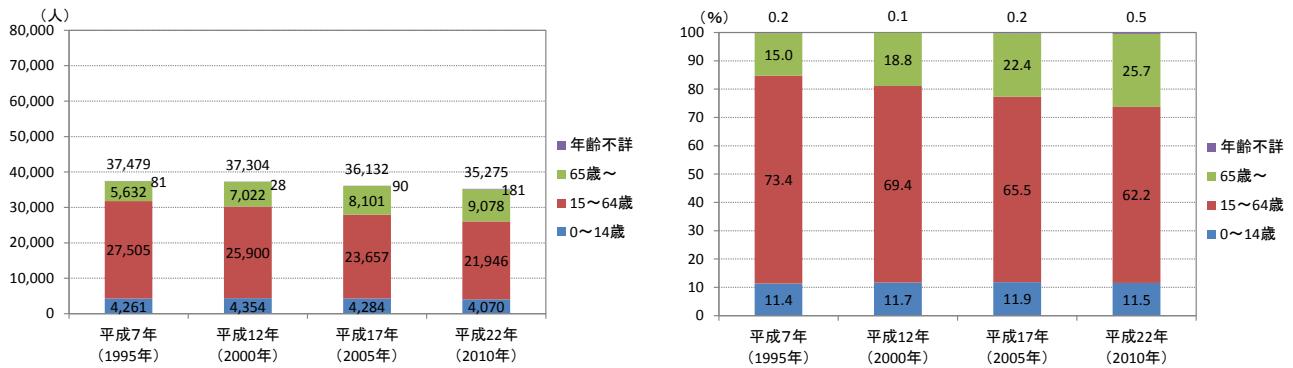
年齢 3 区分別人口とその構成比の推移を全市と 6 地区別に見ると、全市的に高齢化が進行しているが、特に、JR 以南と千里 NT・万博・阪大地区において顕著な傾向が見られる。また、高齢化が進んだ両地区においては、平成 22 年（2010 年）までに限れば人口減少も進んでいる。平成 7 年（1995 年）以降の人口増加の要因は、豊津・江坂・南吹田、山田・千里丘の両地区における人口増加の影響が大きい（図表 II-6）。なお、直近の住民基本台帳の動きによると、千里 NT・万博・阪大地区においても人口が増加しているほか、JR 以南も減少から微増に転じているなど、全市的に人口が増加傾向にある。

図表 II-6 年齢3区分別人口と構成比の推移(全市・地域ブロック別)  
(年齢3区分別人口) (構成比)

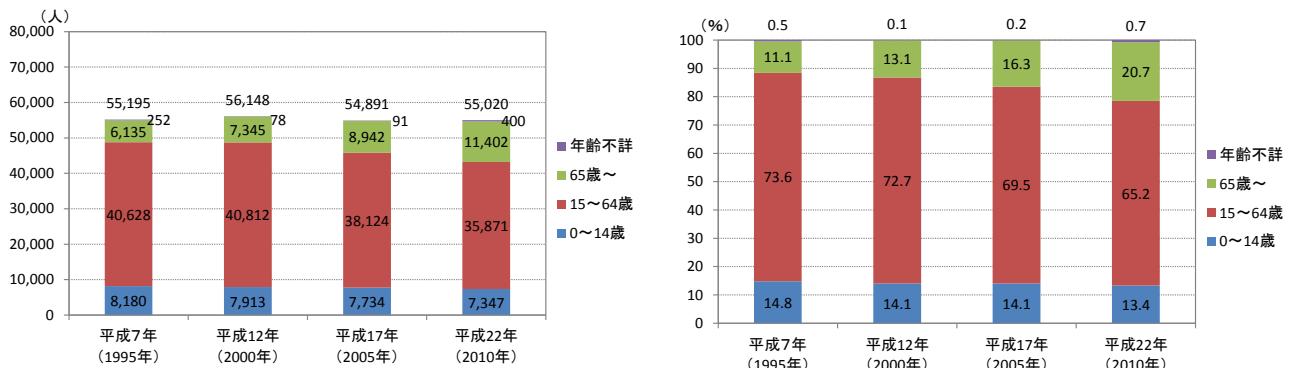
【全市】



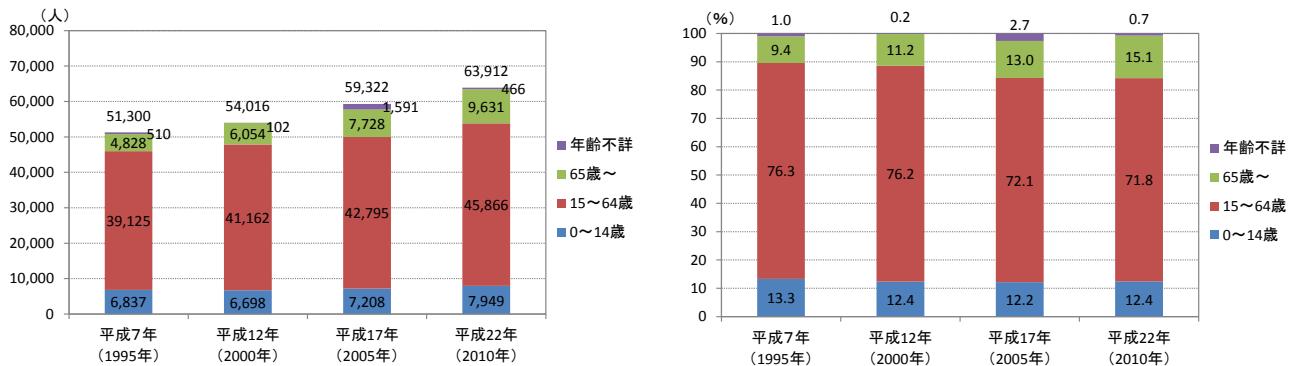
【JR 以南】



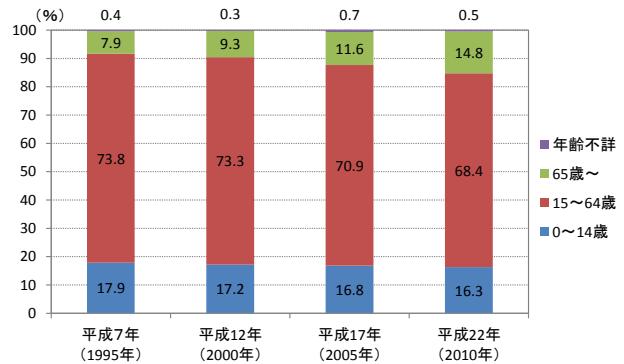
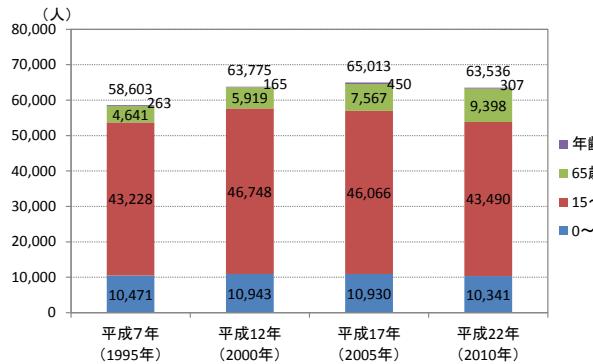
【片山・岸部】



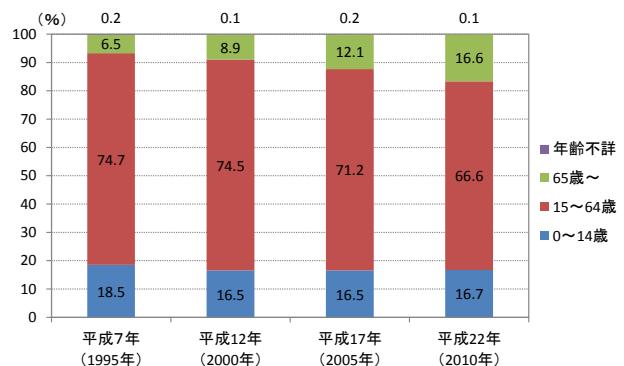
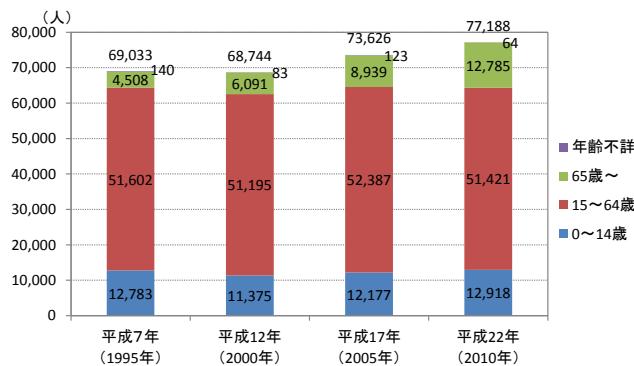
【豊津・江坂・南吹田】



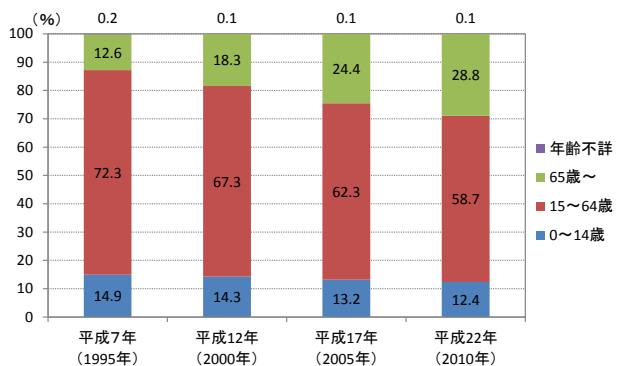
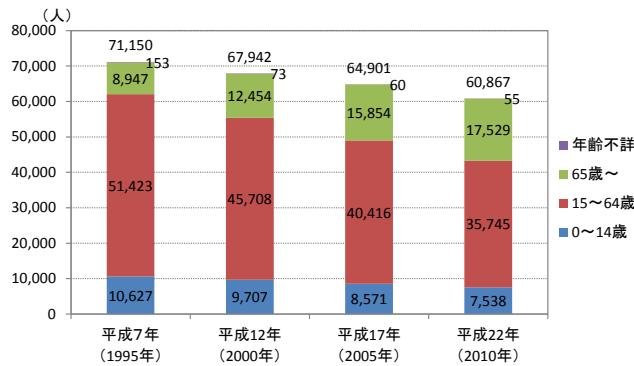
(年齢3区分別人口)  
【千里山・佐井寺】



【山田・千里丘】



【千里NT・万博・阪大】



(資料) 総務省「国勢調査」より作成

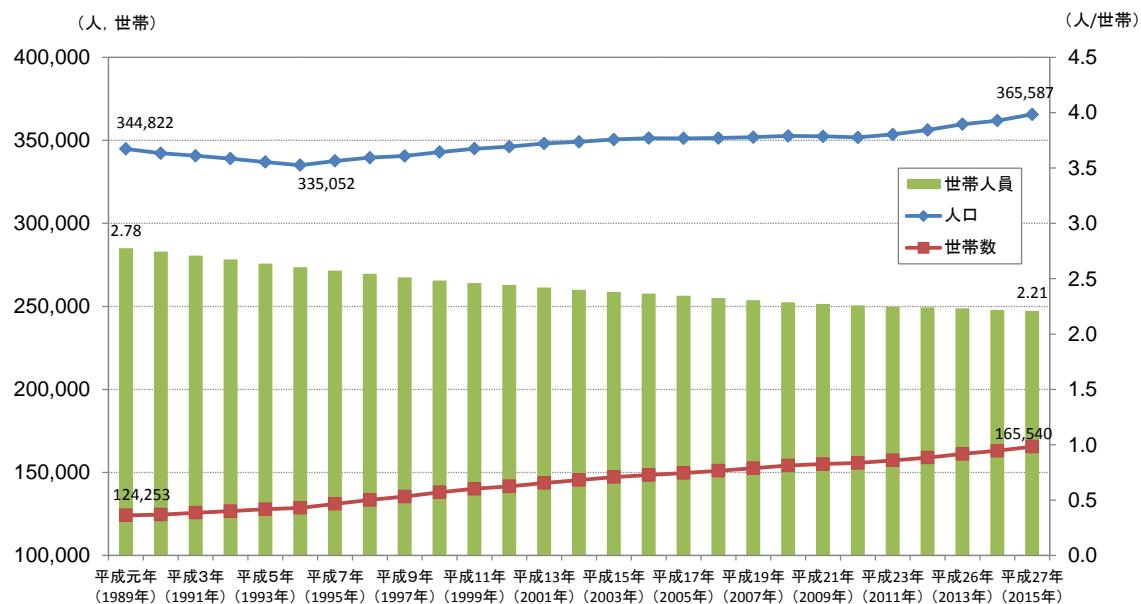
(注) 地域ブロックの分け方は「吹田市第3次総合計画」による

## (5) 世帯数の推移

### ①世帯数・世帯人員

総人口は、平成7年（1995年）まで減少し、その後、増加傾向に転じているが、世帯数は一貫して増加傾向にあり、一世帯あたりの世帯人員は減少傾向にある。平成元年には世帯あたり2.78人であったのが、平成27年（2015年）には2.21人まで減少している（図表II-7）。

図表II-7 総人口・世帯数と世帯人員の推移

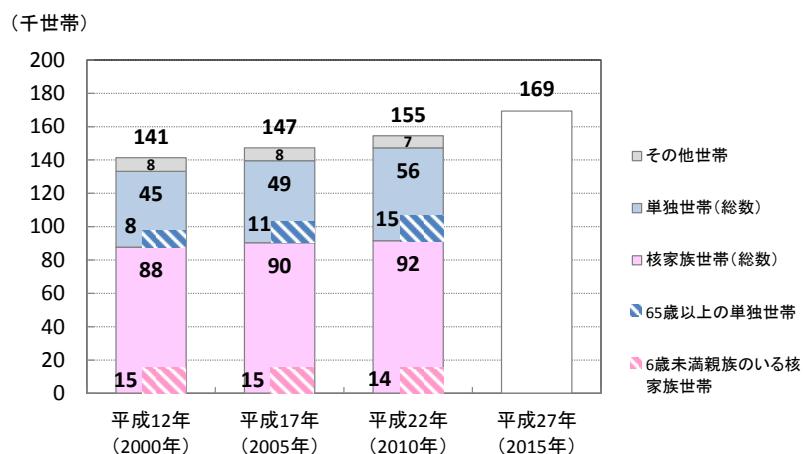


（資料）吹田市「吹田市統計書」より作成

### ②世帯の性質別世帯数（一般世帯）

国勢調査で見ても、世帯数は増加を続けている。増加しているのは核家族世帯及び単独世帯であるが、核家族世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯は減少している。また、単独世帯における65歳以上の占める割合が大きく増加しており、この傾向は今後一層顕著になると考えられる（図表II-8）。

図表II-8 世帯の種類別世帯数の推移



（資料）総務省「国勢調査」より作成（2015年は速報値。また、内訳は公表前につき不明。）

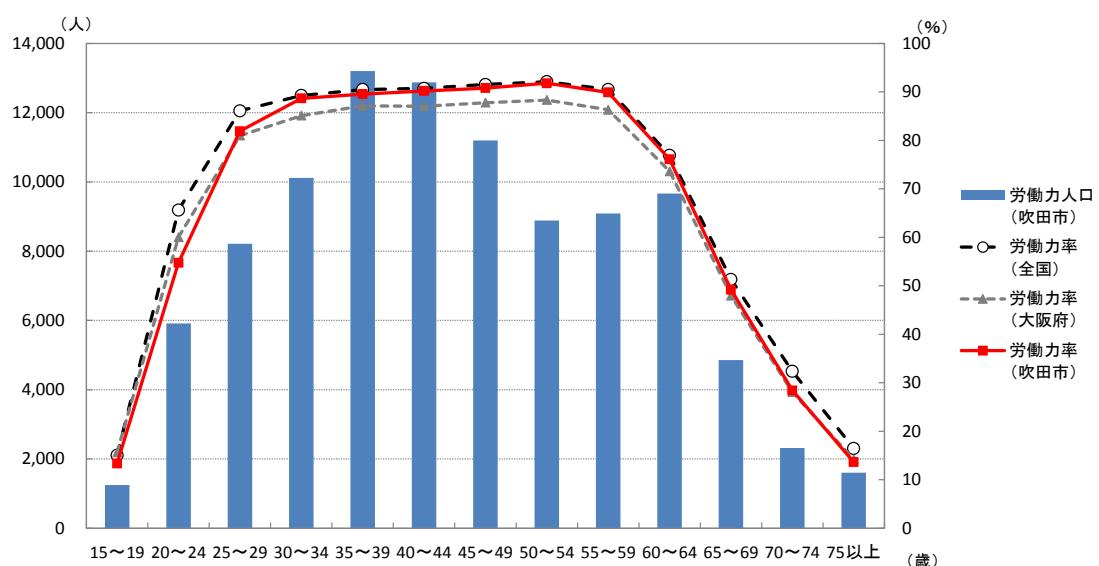
## (6) 労働力人口

吹田市の労働力率は、男性は全国とほぼ同じ傾向である。女性においては、20歳代後半までは全国とほぼ同じであるのに対し、30歳代以降では全世代にわたって全国よりも低い（図表II-9）。

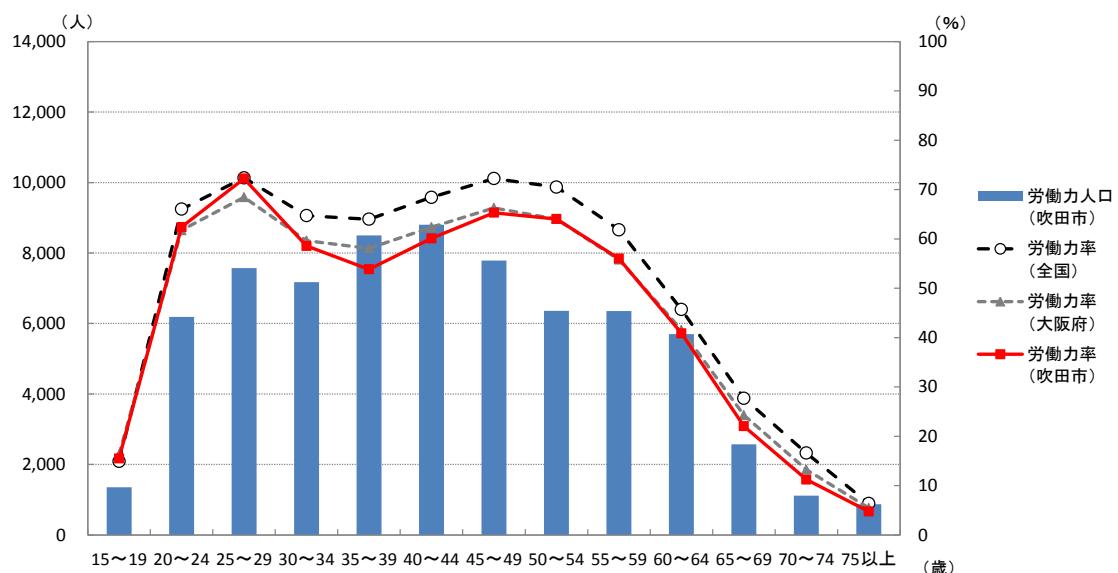
特に、30歳代後半から40歳代前半にかけての子育て世代における女性の労働力率が低い。近年、本市の待機児童数は増加傾向となっているが、女性の労働力率を考えると、潜在的な需要はまだまだ存在するものと考えられ、仕事と子育ての両立を実現する環境の整備が求められている（図表II-10）。

図表II-9 年齢5歳階級別の労働力人口と労働力率

### 【男性】

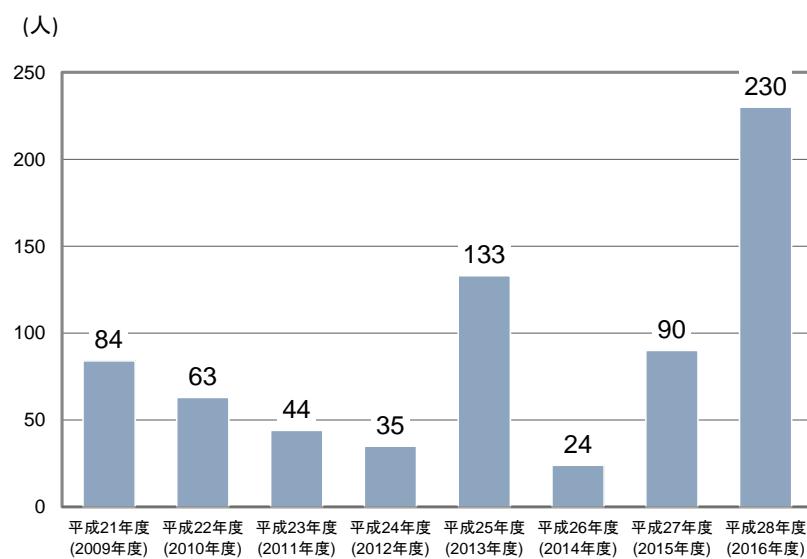


### 【女性】



（資料）総務省「平成22年国勢調査」

図表 II-10 保育所待機児童数の推移



(資料) 吹田市「吹田市子ども・子育て支援事業計画」(2015年) 及び保育幼稚園室データより作成

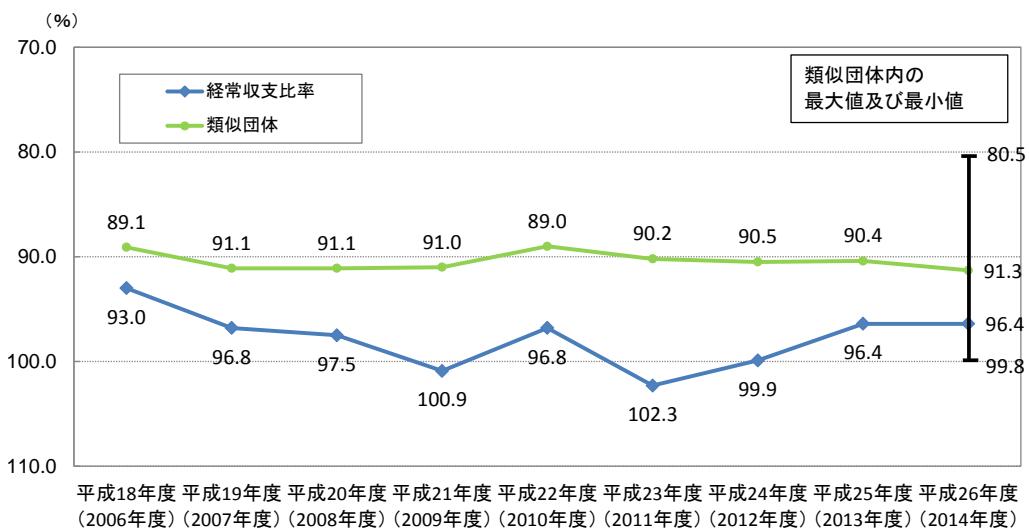
## 2. 財政の状況

### (1) 毎年度の財政状況

地方自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、類似団体の平均と比較すると高い値となっているものの、平成23年度（2011年度）以降、改善傾向にある（図表II-1-1）。また、性質別の歳出額を見ると、人件費は概ね減少傾向で推移しているが、扶助費の増加傾向が顕著である。また、他会計への繰出金も増加傾向にある（図表II-1-2）。

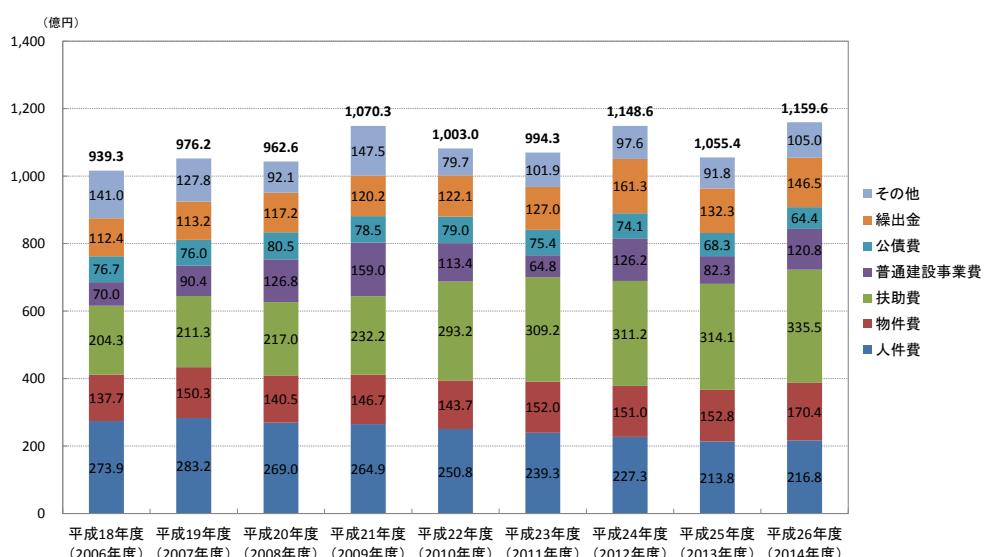
今後、持続可能な財政運営を行っていくため、柔軟な財政構造の確立に向けた取組を進めるとともに、行政運営の効率化に努めながら、行政サービスの向上を図る必要がある。

図表II-1-1 経常収支比率の推移



（資料）総務省「類似団体別市町村財政指標表」、  
総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」（平成26年度）、より作成

図表II-1-2 性質別歳出額の推移



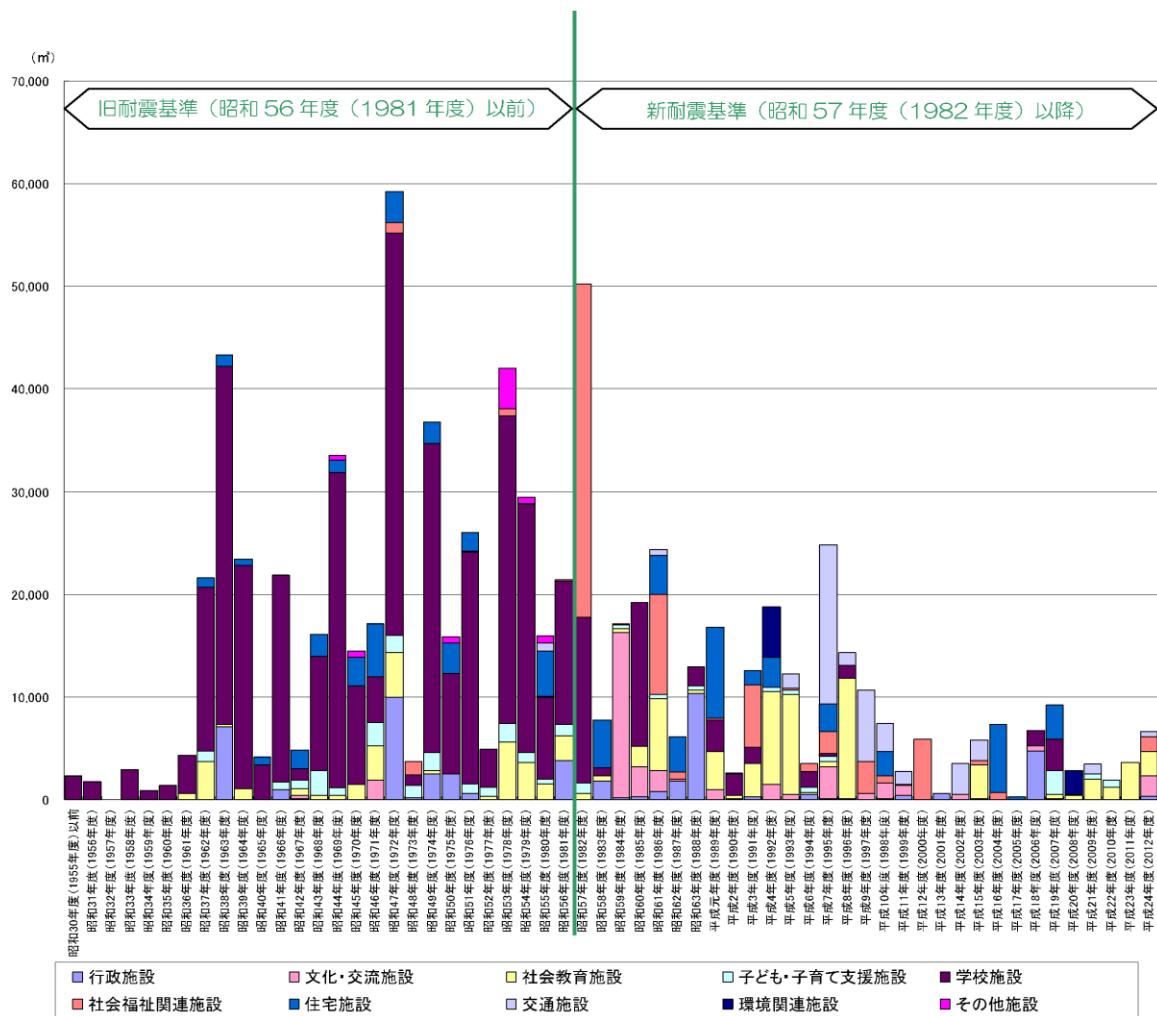
（資料）総務省「市町村別決算状況調」より作成

## (2) 公共施設の更新の時代

本市の公共施設は、昭和30年代～50年代にかけて急速に整備が進んだ(図表II-13)。これらの公共施設は、建設後50年近く経過しているものも多く、今後、次々と更新時期を迎える。学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道などのインフラ・プラント施設など、様々な都市基盤の老朽化が進んでいくことから、個別の施設の特性に応じて長寿命化や老朽化対策に取り組んでいく必要がある。

今後、少子高齢化の進展が予測されており、市民ニーズの変化等に配慮しながら、厳しい財政状況の中でも持続可能なまちづくりが可能となるよう、中長期的な視点から計画的に公共施設の最適化を進めていく必要がある。

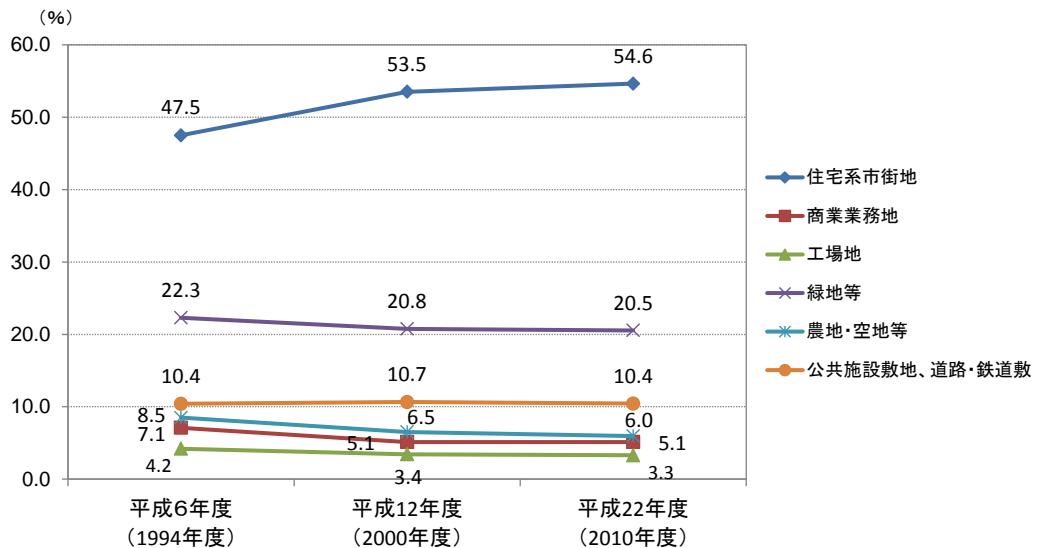
図表II-13 建築年度別用途別の延床面積(単位:m<sup>2</sup>)



### 3. 土地利用の状況

土地利用については、人口が増加に転じた平成7年（1995年）以降において、「住宅系市街地」の比率の上昇が顕著であり、対して「緑地等」や「農地・空き地等」「工場地」などの比率が少しづつ下がっている（図表II-14）。

図表II-14 用途別土地利用面積の構成比の推移



（資料）吹田市「都市計画基礎調査」より作成

（注）合計面積は3時点とも 36.11km<sup>2</sup>である。

## 4. 産業構造

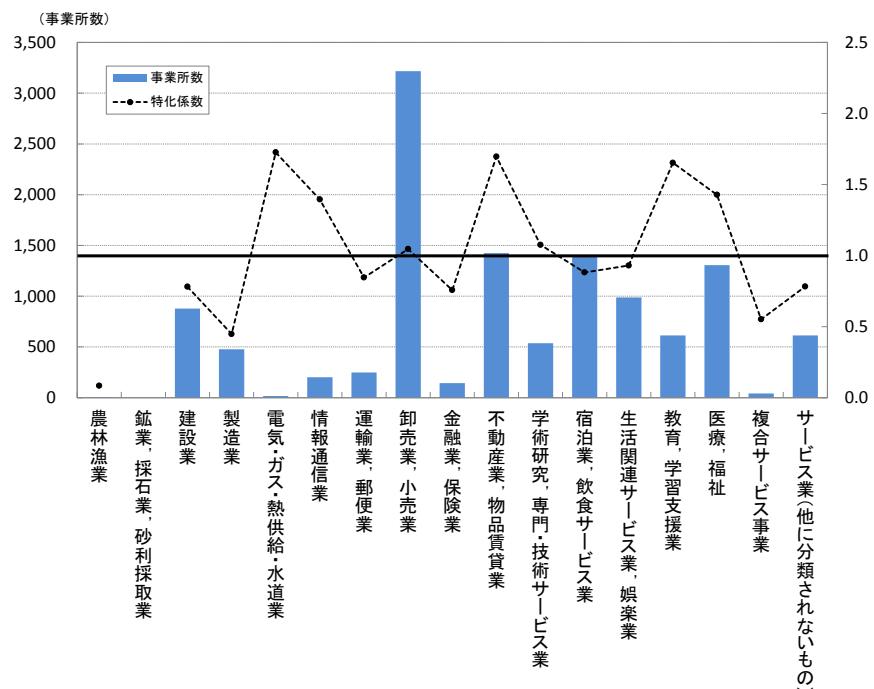
### (1) 産業の構成

本市の産業の構成を事業所数で見ると、卸売業、小売業の事業所が多い。一方、全国平均と比較した産業別の構成比率を示す特化係数を見ると、情報通信業や不動産業、専門・技術サービス業、医療、福祉といった産業の集積が厚いことが分かる（図表 II-15）。

また、従業者数で見ると、これらの業種のほか、市内に多くの大学が立地していることを背景に、学術研究、専門・技術サービス業に従事する人の比率が全国に比べて高いことがわかる（図表 II-16 図表 II-16 産業大分類別従業者数と特化係数）。

企業の生産活動によって新たに生み出された価値である付加価値額は、卸売業、小売業が最も高く、特化係数により全国と比較すると、教育、学習支援業が突出して高い（図表 II-17）。

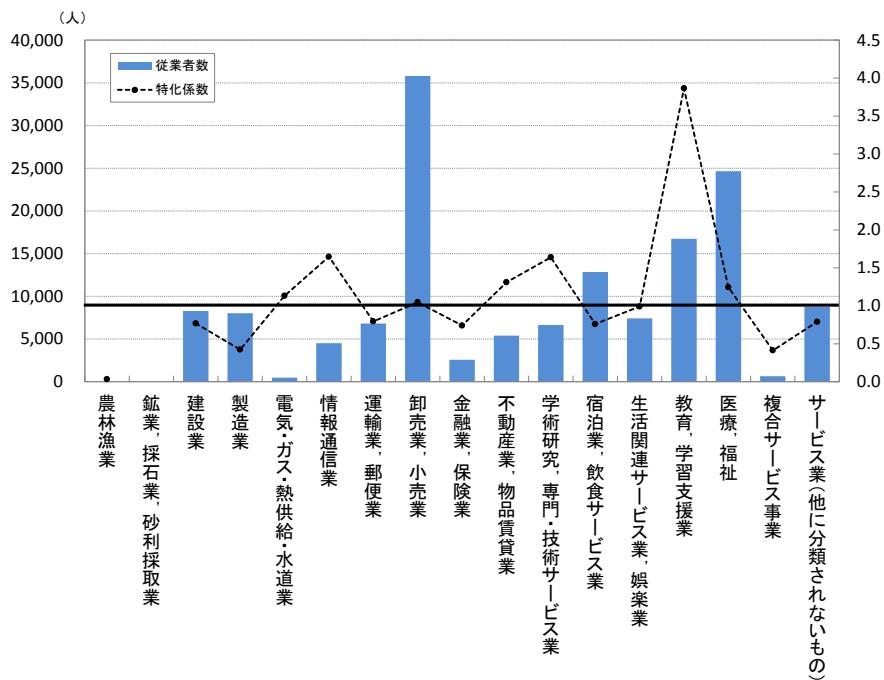
図表 II-15 産業大分類別事業所数と特化係数



(資料) 総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」より作成

(注) ここでの特化係数とは、市域におけるある産業の事業所数について、市域全体の事業所数に占める比率を、全国の当該産業の比率で割ったもの。値が 1 を超えていれば、その産業は全国の平均的な産業構造に比べて集積が厚く、1 よりも低ければ集積が薄いことを意味する。

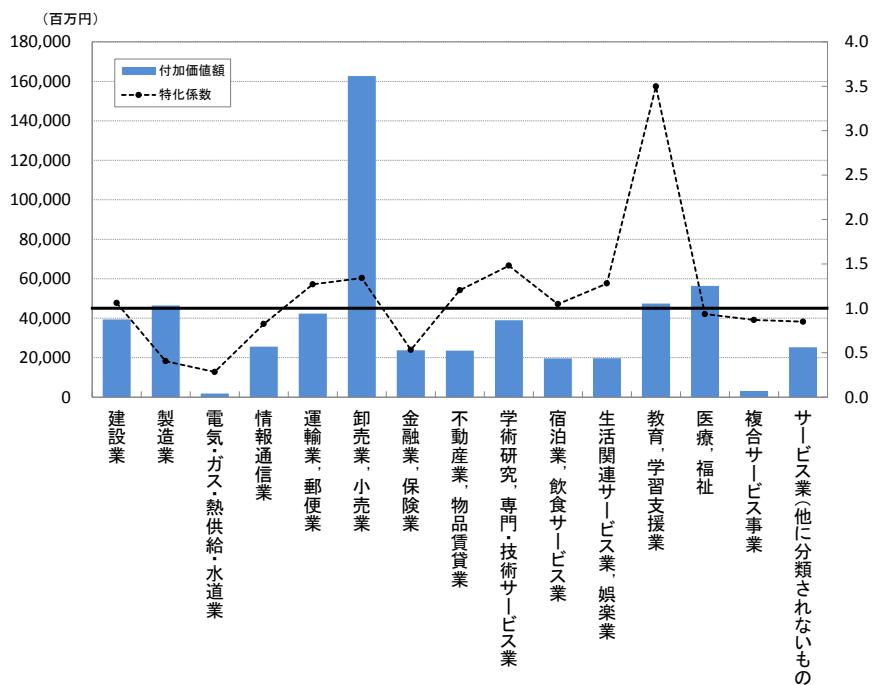
図表 II-16 産業大分類別従業者数と特化係数



(資料) 総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」より作成

(注) ここで特化係数とは、市域におけるある産業の従業者数について、市域全体の従業者数に占める比率を、全国の当該産業の比率で割ったもの。値が 1 を超えていれば、その産業は全国の平均的な産業構造に比べて集積が厚く、1 よりも低ければ集積が薄いことを意味する。

図表 II-17 産業大分類別付加価値額と特化係数



(資料) 総務省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」より作成

(注 1) 事業所数が極めて少ないあるいは全く無いため、「農林漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」のデータは掲載していない。

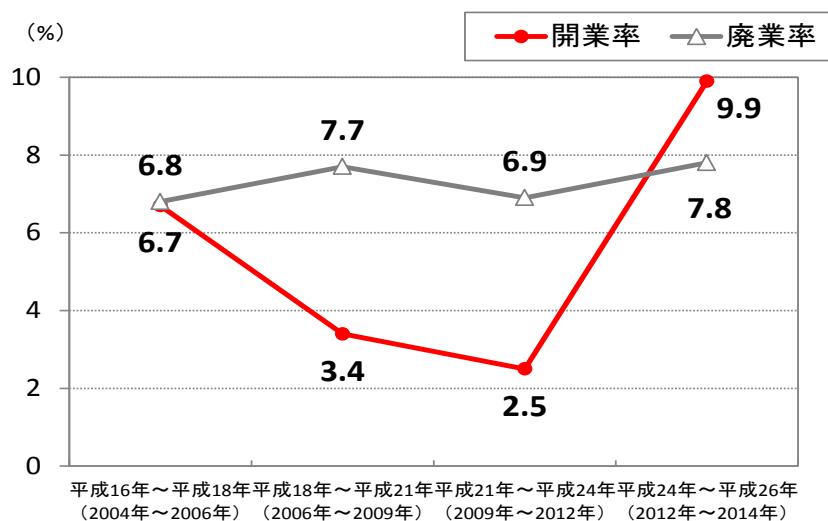
(注 2) ここで特化係数とは、市域におけるある産業の付加価値額について、市域全体の付加価値額に占める比率を、全国の当該産業の比率で割ったもの。値が 1 を超えていれば、その産業は全国の平均的な産業構造に比べて集積が厚く、1 よりも低ければ集積が薄いことを意味する。

## (2) 開業率・廃業率

本市における開業率は、廃業率を下回る傾向で推移していたが、平成 24 年（2012 年）から平成 26 年（2014 年）にかけての本市の開業率は 9.9% で、前回の調査機関である平成 21 年（2009 年）から平成 24 年（2012 年）に比べて大幅に増加し、廃業率を上回ったほか、大阪府内の各市と比べても高い水準となっている（図表 II-18 開業率・廃業率）。

図表 II-18 開業率・廃業率

### 【本市における推移】



### 【府内の開業率上位 10 市】

順位	都市名	開業率	廃業率
1	吹田市	9.91%	7.80%
2	箕面市	9.02%	7.53%
3	池田市	7.88%	7.46%
4	枚方市	7.88%	7.57%
5	大阪市	7.73%	8.46%
6	和泉市	7.53%	6.62%
7	茨木市	7.40%	6.81%
8	高槻市	7.31%	6.90%
9	摂津市	7.13%	6.93%
10	堺市	7.09%	7.21%

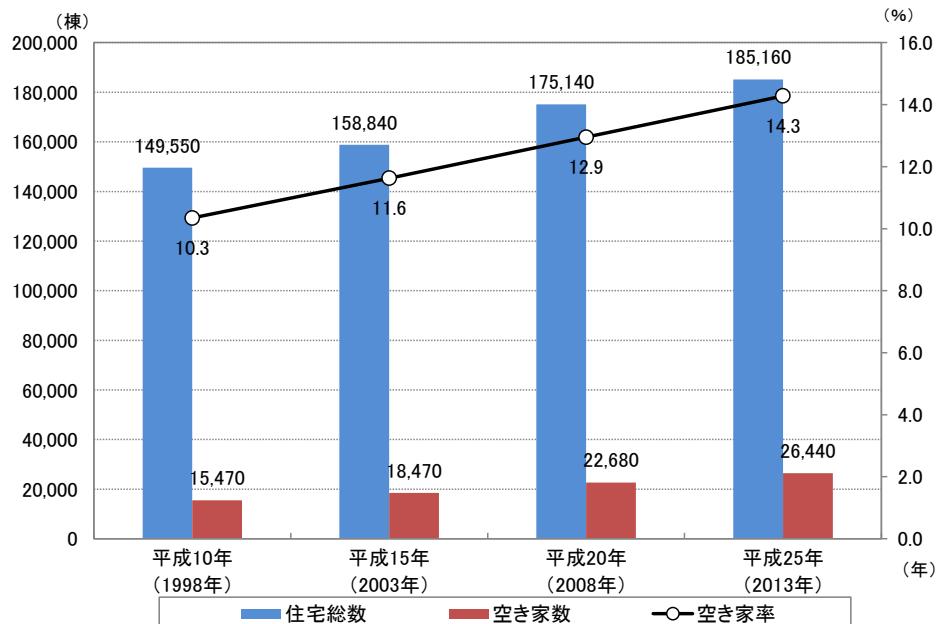
(資料) 吹田市「吹田市人口ビジョン」(2016 年)

2004 年及び 2006 年は「事業所・企業統計調査」(総務省)、2009 年及び 2014 年は「経済センサス・基礎調査結果」(総務省)、2012 年は「経済センサス・活動調査」(総務省・経済産業省)

## 5. 住宅の状況

本市における住宅総数は、住宅開発の進行に伴って年々増加しているが、同時に空き家数も増え、住宅総数に占める空き家率も高まっている（図表 II-19）。

図表 II-19 住宅総数及び空き家率の推移

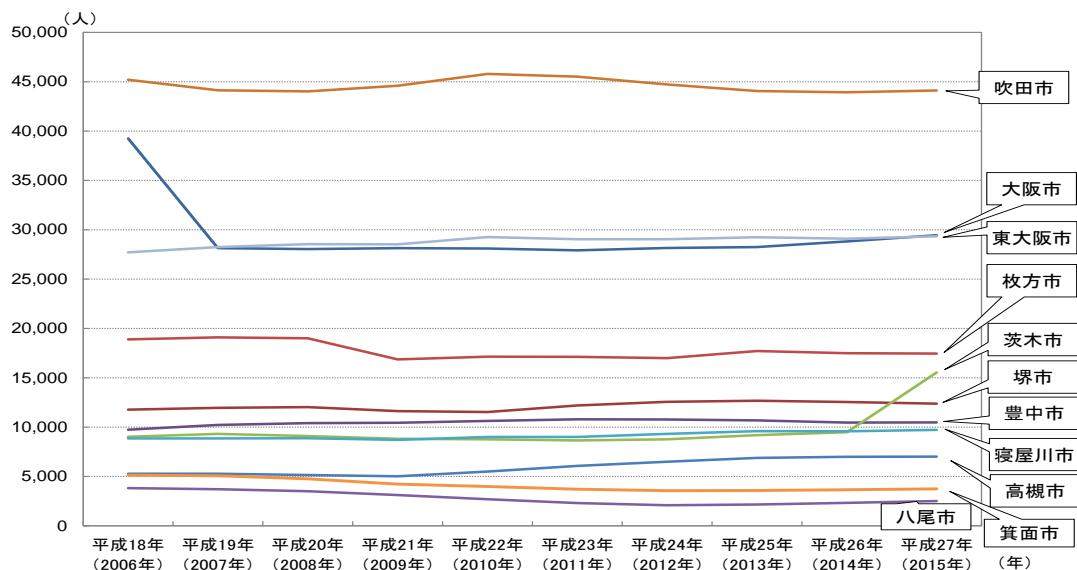


（資料）総務省「住宅・土地統計調査」より作成

## 6. 大学

大阪大学、関西大学など、市内に5つの大学のキャンパスがある本市は、大阪府内で最も大学生・大学院生数の多い市となっている。一方、周辺市では、茨木市のように、大型の大学キャンパスを誘致して大幅に学生数を増やし、まちづくりとの連携を図っているところもある（図表 II-20）。

図表 II-20 大阪府内の各市における大学生・大学院生数



（資料）大阪府「大阪の学校統計」より作成

### III. 第3次総合計画の進捗状況

#### 1. 総合計画を取り巻く背景

##### (1) 地方自治法の改正

平成23年（2011年）5月の地方自治法改正により、地方自治体における総合計画の策定義務が撤廃された。本市では、自治基本条例等において、総合計画の策定及び市議会による議決について定めている。変化が激しい時代において、進むべき大きな方向を見失うことなく、市民や職員が共有できる市政運営上の基本的な指針として総合計画を策定する意義は大きいと考える。

#### 2. 基本構想の検証

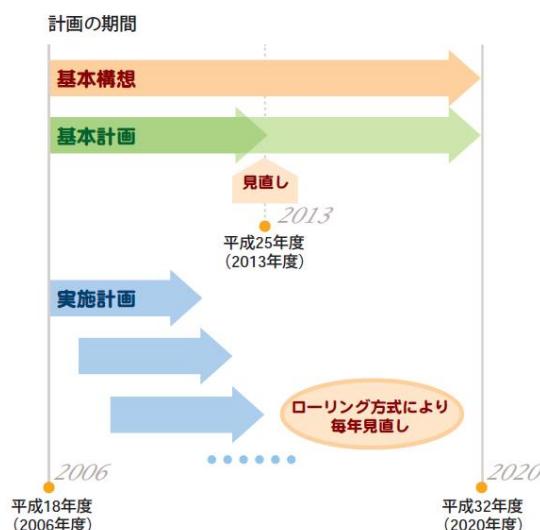
##### (1) 計画の構成と期間

第3次総合計画の計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までの15年間である（図表III-1）。

平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）にかけては、第3次総合計画の基本構想及び基本計画について検証作業を行い、中間見直し案の検討を行った。なお、中間見直し案については、市議会において審議の後、否決となった。

第3次総合計画の策定後、社会経済状況が大きく変化するとともに、本市においては新たな取組を進めているところである。これらの状況を踏まえ、改めて本市の方向性を見通すため、第3次総合計画の終期を前に第4次総合計画を策定する必要がある。また、第4次総合計画については、第3次総合計画の運用状況を振り返ったうえで、社会状況の変化に柔軟に対応しやすい計画期間とする必要がある。そのため、「吹田市第4次総合計画の策定方針（平成28年5月）」においては、第4次総合計画の計画期間を平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とし、基本計画は必要に応じて中間見直しを行うこととしている。また、実施計画の計画期間は5年間とし、1年ごとのローリング形式で毎年見直すこととしている。

図表 III-1 第3次総合計画における計画期間



（資料）吹田市「吹田市第3次総合計画」

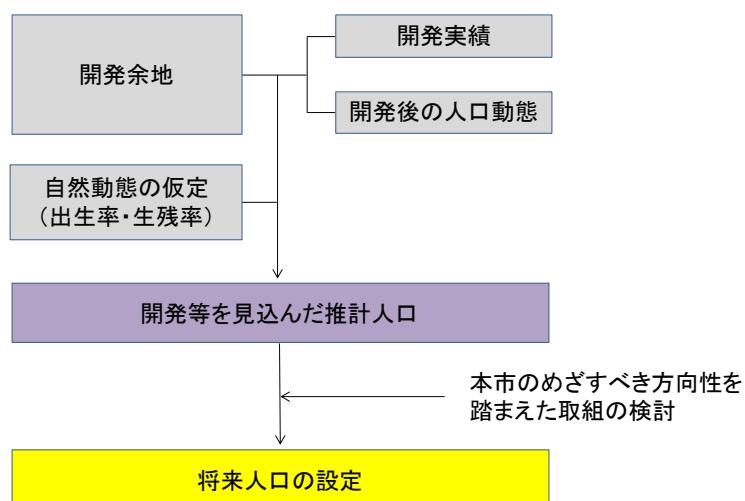
## (2) 人口と都市空間

本市の人口は、近年、想定を上回るペースで増加している。このような状況を踏まえ、将来人口の推計にあたっては、住宅開発の動向やその後の人口動態から、想定以上の人口増加をもたらす要因を分析する必要がある。

急激な人口増加は、公共サービスの需要増（それに伴う財政負担の増）や、混雑に伴う市民の生活利便性の低下など、負の側面もあることを考慮する必要がある。一方で、将来的には全国の傾向と同様に、本市においても人口減少と少子高齢化が進展し、市民生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。そのような中でも、市民が安心で快適に暮らせるまちを維持するための取組の方向性を踏まえながら、将来人口の検討を行う必要がある（図表 III-2）。

また、都市空間については、北大阪健康医療都市や新駅設置が予定されている南吹田のまちづくりなど、本市の都市構造に大きな影響を与えるとみられる取組が進められていることから、それらを踏まえた構想を検討していく必要がある。

図表 III-2 将来人口の推計方法の考え方



## (3) 施策の大綱

平成 28 年度（2016 年度）に、吹田市総合計画策定委員会作業部会を中心に第 3 次総合計画の取組結果について検証を行い、今後取り組むべき主な課題や第 4 次総合計画の基本構想に新たに盛り込むべき視点等にまとめた（図表 III-3、図表 III-4）。

図表 III-3 今後取り組むべき主な課題

第3次総合計画 施策大綱	今後取り組むべき主な課題
【1章】 すべての人がいきいき輝くまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会環境の変化により多様化している人権課題への対応</li> <li>・あらゆる分野における女性活躍の推進</li> <li>・LGBT等の性的少数者へ配慮する取組</li> </ul>
【2章】 市民自治が育む自立のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業所、大学、NPOなど多様な主体との協働によるまちづくりの推進</li> </ul>
【3章】 健康で安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活を取り巻く環境（経済状況・雇用情勢）を把握し、関係所管で連携のもと、生活困窮者を支援する取組を実施</li> <li>・「吹田版ネウボラ」事業推進のための連携体制の強化</li> <li>・健康寿命延伸のための取組の強化</li> <li>・ハードだけでなくソフトの施策においてもユニバーサルデザインの標準化の視点が必要</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築</li> </ul>
【4章】 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語教育等、学校教育の質の向上に関わる取組</li> <li>・学校施設の老朽化対策として校舎・屋内運動場の大規模改造等の実施</li> <li>・障がい者差別解消法に基づく「不当な差別的扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」に関する取組</li> </ul>
【5章】 環境を守り育てるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境、地域の自然環境、地球環境の保全に向けた市民、事業者、行政の協働による取組の推進及び啓発</li> </ul>
【6章】 安全で魅力的なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における防災・防犯の取組の強化</li> <li>・「コンパクトシティ」の視点からのまちづくり</li> <li>・インフラの効率的な更新を視野に入れた適正な維持管理の取組</li> </ul>
【7章】 活力あふれにぎわいのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者や北摂近隣市と連携した魅力発信の取組</li> <li>・人が交流し、安心して買い物ができる魅力ある商業地づくりへの支援</li> <li>・介護、看護、保育等の人材不足分野に対する就職支援の強化</li> </ul>
基本計画推進のために	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価制度及び新公会計制度の一層の活用</li> <li>・公共施設の広域的な適正配置等、広域連携のあり方についての検討</li> <li>・中長期の財政収支見通しのもと、持続可能で健全な財政運営の推進</li> </ul>

図表 III-4 第4次総合計画の基本構想に追加すべき内容等に関する主な意見

第3次総合計画 施策大綱	基本構想に新たに追加すべき内容等に関する主な意見	
【1章】すべての人がいきいき輝くまちづくり	【1節】非核、平和のまちづくり	・すべての施策の基本となる取組であるため、施策体系の位置づけについて検討が必要
	【2節】人権を尊重するまちづくり	
	【3節】男女共同参画のまちづくり	・女性活躍の推進、性的少數者への配慮の視点を追加
【3章】健康で安心して暮らせるまちづくり	【1節】すべての子どもが健やかに育つまちづくり	・子どもの貧困対策に関する取組を追加 ・「子ども・子育て支援新制度」に関する取組を追加 ・子育てと教育を1つの分野とする
	【2節】高齢者の暮らしを支えるまちづくり	・地域包括ケアシステムの構築に関する取組を追加
	【3節】障害者の暮らしを支えるまちづくり	・障害者差別解消法（H28.4 施行）に基づく取組を追加 ・今後はソフト施策においてもユニバーサルデザインの標準化が必要（障がい者施策のみならず他の分野でも必要）
	【5節】生活を支える社会保障の充実	・生活困窮者への支援に関する取組を追加
	【6節】健康な暮らしを支えるまちづくり	・「健都」の取組の追加 ・健康・医療のまちづくりによる健康寿命延伸に関する取組を追加
【4章】個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	【1節】学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり	・子どもの貧困に関する取組を追加
	【3節】スポーツに親しめるまちづくり	・健康寿命延伸を目的とした運動の習慣化など関係部局との連携が必要
	【4節】多彩な文化が交流するまちづくり	・文化の施策体系への位置づけについて検討が必要
【5章】環境を守り育てるまちづくり	【2節】自然と共生するまちづくり	・生物多様性の保全に関しての北摂各市との連携が必要
	【3節】循環を基調とするまちづくり	・低炭素を基調としたまちづくりの視点を追加
【6章】安全で魅力的なまちづくり	【1節】安全なまちづくり	・地域の防災、防犯力の向上の視点を追加
	【2節】暮らしや都市活動を支える基盤づくり	・「コンパクトシティ」の視点を追加 ・インフラ「整備」から「更新」へ ・「健都」の取組について健康・医療の分野へ施策の位置づけの変更を検討（ハードからソフトへ） ・都市基盤の整備・維持に関してユニバーサルデザインや環境への配慮の視点に加え、防災の視点を追加
【7章】活力あふれにぎわいのあるまちづくり	【1節】地域の特性を生かした産業の振興	・都市魅力を市内外に戦略的に発信
	【3節】消費生活を支える環境づくり	・安心安全の分野に施策を位置づけることを検討
基本計画推進のために	行政構造の改革／計画的な行財政運営の推進	・「公共施設等総合管理計画」の取組を追加 ・新公会計制度の活用の視点を追加 ・持続可能で健全な財政運営の推進

### **3. 基本計画の検証**

第3次総合計画の取組の成果について検証を行うとともに、施策及び主な事業、その進捗を示す指標、主な取組や成果、今後の課題について整理した。

章	1	すべての人がいきいき輝くまちづくり
節	1	非核、平和のまちづくり

#### **1 施策及び主な事業**

施策		主な事業
1	非核平和への貢献	平和祈念資料館企画管理運営事業 市民平和のつどい事業

#### **2 第3次総合計画等に関連する指標**

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
平和祈念資料館の年間利用者数	3,674 人	3,272 人	10,382 人 (平成 27 年度)
平和祈念資料館の現物資料等を貸し出した件数	40 件	37 件	59 件 (平成 27 年度)
非核平和への貢献に関する満足度	—	54.9 点 (平成 22 年度)	52.7 点 (平成 26 年度)

#### **3 主な取組や成果**

- 平成 24 年に平和祈念資料館を千里ニュータウンプラザへ移転し、年間利用者数の増加を図るとともに、市民ボランティアによる戦争体験の語り部や、伝統芸能や音楽を取り入れたイベントなどを実施し、啓発を進めた。

#### **4 今後の課題**

- 戦後 70 年が経過し、戦争体験者が少なくなっていく中、戦争の記憶を文字や音声・映像などの記録として残し、後世に伝えていく必要がある。

<b>章</b>	<b>1</b>	<b>すべての人がいきいき輝くまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>2</b>	<b>人権を尊重するまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	人権の保障	人権施策推進事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
人権意識が向上していると思う市民の割合	23.9%	22.2% (平成 22 年度)	21.7% (平成 26 年度)
人権意識の向上のための施策の満足度	—	53.0 点 (平成 22 年度)	52.0 点 (平成 26 年度)
人権啓発推進協議会委員の人数	1,458 人	1,709 人	1,598 人

## 3 主な取組や成果

- 平成 18 年に「吹田市人権施策基本方針」を策定し、本市の行政全般にかかる人権尊重の姿勢や方向性を明らかにし、啓発、相談、情報提供の充実に取り組んだ。

## 4 今後の課題

- 社会環境の変化に伴い、新たに顕在化する人権課題にも対応するため、関係機関や関係団体との連携を強化する。

<b>章</b>	<b>1</b>	<b>すべての人がいきいき輝くまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>3</b>	<b>男女共同参画のまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	男女共同参画社会の実現	男女共同参画プラン推進事業
2	男女共同参画に向けての意識改革	啓発事業 男女共同参画センター啓発事業
3	男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備	事業者向け研修会等事業

施策		主な事業
4	女性の生涯を通じた健康の保持・増進	男女共同参画センター主催講座等事業
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	DV 防止対策事業 女性のための相談事業
6	男女が共に自立して社会参画できる環境の整備	男女共同参画センター主催講座等事業 男女共同参画センター情報収集・提供事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	32.2%	27.0% (平成 22 年度)	30.8% (平成 26 年度)
吹田市の審議会等における女性の割合	26.7%	30.5%	32.5% (平成 27 年度)
吹田市の女性職員の管理職登用の割合 ※平成 23 年度までは課長級、平成 24 年度以降課長代理級を管理職として位置付け。（ ）は課長代理級	7.60% (14.9%)	19.2% (24.4%)	23.9%
DV 防止法の認知度	64.30%	73.8% (平成 22 年度)	82.5% (平成 27 年度)

## 3 主な取組や成果

- 家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発活動を行った。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、働きやすい職場環境や子育て環境の整備などについて、市民、事業者に向けた啓発活動を行った。
- DV 防止対策について、迅速な被害者支援と実効性のある予防啓発活動を行った。

## 4 今後の課題

- あらゆる分野における女性の活躍を推進し、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職場生活、社会生活、家庭生活をおくることができる社会を目指す。
- DV などのあらゆる暴力根絶のため、関係部局・機関と連携して対策を講じるとともに、被害者が必要とする支援を効果的に実施する必要がある。
- W リボンプロジェクトを推進し、市内外に DV 及び児童虐待防止のメッセージを発信する。

<b>章</b>	<b>2</b>	<b>市民自治が育む自立のまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>1</b>	<b>多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	コミュニティ活動の充実	市民公益活動センター事業 市民公益活動促進事業
2	コミュニティ施設の充実	市民センター事業 コミュニティセンター事業
3	コミュニティとの協働の推進	市民公益活動促進事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成18年度	平成23年度	平成28年度
ボランティア団体数（任意団体）	141団体	168団体	231団体
市内NPO法人数（大阪府登録法人数）	90法人	129法人	136法人

## 3 主な取組や成果

- 「市民公益活動促進補助金制度」や「市民公益活動人材育成講座」の実施により、市民公益活動団体数が増加するなど、市民公益活動を促進した。
- 平成24年9月に「市民公益活動センター」を開設し、ボランティア、市民公益活動団体への情報提供、交流の場の提供を行い、活動の発展、促進に努めている。
- 広域的なコミュニティ施設である市民センター、コミュニティセンター等は、地域の特性に応じたコミュニティ醸成の拠点としての役割を担っている。

## 4 今後の課題

- 市民公益活動団体の運営のためのノウハウ、人材、活動資金、活動拠点の不足など、様々な課題に対する効果的な支援施策が必要である。
- 市民、事業所、行政だけでなく大学やNPOなど多様な主体と協働し、まちづくりを進める視点が必要である。
- 自治会の加入について、若年層やひとり世帯への啓発が必要である。

<b>章</b>	<b>2</b>	<b>市民自治が育む自立のまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>2</b>	<b>情報の共有化を進めるまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	情報技術の活用の推進	電子入札システム事業
2	情報通信ネットワーク基盤整備の推進	地域情報化事業
3	情報化に伴う安全対策の推進	情報通信基盤事業
4	情報公開・情報提供の推進	情報公開事業 市報すいた発行事業
5	個人情報保護の推進	個人情報保護事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	40.9%	34.9% (平成 22 年度)	25.9% (平成 26 年度)

## 3 主な取組や成果

- 市ホームページのリニューアルや、広報番組の web 公開など多様な広報媒体の活用による情報提供に取り組んだ。
- 個人情報の適正な取扱いについて、職員研修を行い、職員の意識向上を図るとともに、市民への出前講座を実施した。

## 4 今後の課題

- 市報・ホームページのリニューアル、広報番組のインターネット配信など情報提供の充実に努めているが市民満足度の低下がみられる。原因の究明とすべての人に平等な情報提供が可能となるよう配慮し、発信する情報内容・量の充実を図る必要がある。
- マイナンバー制度の導入等、個人情報の保護に一層力を入れる必要がある。
- 電子申請など市民が利便性を実感できるインターネットを活用したサービスを提供する必要がある。

<b>章</b>	<b>2</b>	<b>市民自治が育む自立のまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>3</b>	<b>市民参画によるまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	市民参画の推進	市民自治推進事業
2	広聴活動の充実	市民の声・相談案内事業 法律相談事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
何らかの機会を通じて市政に参画したことのある市民の割合	7.6%	4.4% (平成 22 年度)	4.0% (平成 26 年度)
公募委員（実数）総数	66 人	77 人	97 人 (平成 27 年度)

## 3 主な取組や成果

- 「吹田市民の意見の提出に関する条例」を制定し、市民の市政への参画の機会を保障するとともに、その制度の周知等に取り組んだ。
- 平成 25 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「市民自治の推進に向けてのアクションプラン」を定め、「吹田市自治基本条例」の運営原則である情報共有、市民参画、協働の推進に取り組んだ。
- 日常生活に起因する諸問題解決のため、弁護士、司法書士、土地家屋調査士による専門相談を実施し、問題解決を支援している。
- 市に対する要望や意見を「市民の声」として受け、市民の意見を市政に反映させている。

## 4 今後の課題

- 市民自治によるまちづくりを推進するため、自治基本条例のさらなる認知度の向上を図り、市政への参画を促進する必要がある。

<b>章</b>	<b>3</b>	<b>健康で安心して暮らせるまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>1</b>	<b>すべての子どもが健やかに育つまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	子育てを支援し合えるまちづくり	子育て支援情報事業
2	地域における子育て支援	通常保育事業 施設型・地域型保育給付事業 地域子育て支援センター事業 子ども医療費助成事業
3	配慮を必要とする家庭への支援	児童虐待防止対策事業 児童発達支援事業 ひとり親家庭自立支援事業
4	子どもの視点に立ったまちづくり	公立保育所安全対策事業 教育・保育施設安全対策助成事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
保育所待機児童数	42 人	44 人	230 人
ファミリー・サポート・センター事業の会員数	2,049 人	3,109 人	2,938 人 (平成 28 年 5 月末)
安心して子育てできる環境にあると思う子育て世帯の割合	47.5%	57.8% (平成 22 年度)	62.3% (平成 26 年度)
育児教室に参加している親子数	3,164 組	3,485 組	3,162 組 (平成 27 年度)
児童虐待防止のための通報・相談件数	87 件	407 件	862 件 (平成 27 年度)

## 3 主な取組や成果

- 子ども・子育て支援新制度に対応し、求められている情報がいつでも手軽に入手できるように子ども・子育て支援施策を総合的に提供するホームページを開設した。

- 地域子育て支援センター等地域の子育て支援を行う施設が増加し、育児教室、育児相談、地域開放行事、サークル支援等を実施するなど、市民にとってより身近な地域の子育て支援となるよう取り組んだ。
- 子ども医療費助成制度の助成対象年齢（学年）の拡充と所得制限の見直しを行い、子どもの健全な成長と福祉の増進を図った。（助成対象児童数 平成18年度：約17千人→平成27年度：約43千人）
- 保育所等の児童受入定員を増やした。（平成18年度 4,177人→平成27年度 5,362人）
- 子どもが病気等の場合に預かる病児病後児保育室を拡充し、受入を増やした。（平成18年度 653人→平成27年度 2,408人）
- 一時預かりによる保護者の育児負担の軽減や、家庭児童相談員に専門職（保健師）を配置する等、増え続ける児童虐待の予防や相談体制の強化に取り組んだ。
- 杉の子学園を新築移転し、平成19年からこども発達支援センターの運営を開始した。平成28年度にはわかたけ園も同センター内に移転されることにより、地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園の一体的な運営を開始した。これにより、専門職が障がい児に一体的に関わることが可能となり、障がいの種別に関わりなく相談から訓練、療育まで柔軟かつ効率的に実施できるようになった。
- 障がいのある子どもに対する療育支援を強化するため、療育関係機関や地域と連携し、療育システムの充実を図った。
- 留守家庭児童育成室の施設整備に加え、平成21年度から留守家庭児童育成室の延長保育や、毎月第4土曜日を開室日とするなど、子育て支援に努めた。

#### 4 今後の課題

- 待機児童解消のため、本市の全部局が保有する情報・資源を最大限に活用し、関係部局や関係機関との連携を一層強化する必要がある。
- 児童虐待相談に適切に対応していくための体制整備や機関連携の強化を図り、虐待の未然防止、再発予防に努める必要がある。
- 雇用環境等の社会情勢の変化やひとり親家庭の増加による子どもの貧困に対し、親への就業支援等、貧困の連鎖を断ち切るための取組を行う必要がある。
- 切れ目のない妊娠・出産・子育てへの支援施策「吹田版ネウボラ」事業推進のため、関係部局や関係機関との連携を一層強化する必要がある。
- 障がいのある子どもが増加する中、その子どもや家族に対し、早期発見、早期療育、就学前療育、学齢期の療育と切れ目のない支援ができるように、関係機関と連携しながら検討を進めていく必要がある。
- 国の放課後子ども総合プランに基づき、「留守家庭児童育成室」と「太陽の広場」との連携を一層深め、放課後の子どもたちの居場所の充実に努めるとともに、留守家庭児童育成室の対象学年を延長していく必要がある。

<b>章</b>	<b>3</b>	<b>健康で安心して暮らせるまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>2</b>	<b>高齢者の暮らしを支えるまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	高齢クラブ活動補助事業 いきがい教室開催事業
2	高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援	介護予防事業
3	介護保険サービスの充実	給付費事業 地域包括支援センター事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
何らかの社会参加をしている高齢者の割合	68.6%	70.9% (平成 22 年度)	59.5% (平成 26 年度)
要介護状態にならずに生活できる高齢者の割合	82.3%	81.4%	81.1% (平成 27 年度)
特別養護老人ホームなど入所施設の定員数	1,423 人	1,821 人	2,161 人
高齢者の生きがいづくりの促進の満足度	—	52.1 点 (平成 22 年度)	50.3 点 (平成 26 年度)
地域包括支援センターの認知度	—	31.7% (平成 22 年度)	28.6% (平成 25 年度)

## 3 主な取組や成果

- ひとり暮らしの高齢者や老老世帯が増える中、地域コミュニティにおいて高齢クラブが果たす役割を踏まえ、活動の活性化に取り組んだ。
- 初歩的な趣味教室を通じて仲間づくりと教養の向上を図るいきがい教室について、多様な市民ニーズに対応するため、開講科目や定員数の見直しに取り組んだ。
- 認知症予防教室や公園体操等の充実を図り、介護予防の普及啓発を推進した。
- 地域包括支援センターについては、直営、委託を合わせて 15 か所に増設し、身近な相談・支援の窓口の整備を図った。

#### 4 今後の課題

- ライフスタイルが多様化する中で、高齢者のニーズに応じた生きがい事業の展開が課題となる。
- 高齢者 1 人ひとりの健康寿命延伸のため、要支援・要介護状態になる前からの介護予防や、要介護状態の悪化を防ぐための取組の強化が大きな課題となる。
- 介護保険サービスの利用者及び介護保険サービス事業者が増加する一方、今後は従事者不足が見込まれるため、人材の確保や担い手の多様化等の検討が求められる。
- 生活の基礎である住まいが確保され、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく、一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者を見守り支えあえる地域づくりを進める必要がある。

章	3	健康で安心して暮らせるまちづくり
節	3	障害者の暮らしを支えるまちづくり

#### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	共に生きる社会づくり	障害者虐待防止事業 コミュニケーション支援事業
2	障がい者の社会参加と就労支援	障がい者の働く場創出事業
3	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの充実	障害者手帳交付事業 自立支援給付費支給事業
4	障がい者の療育・教育の充実	児童発達支援事業 地域療育事業 障がい児介助員配置事業

#### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
障がい者の訪問系サービス量	122,809 時間	194,569.5 時間 (平成 27 年度)	243,482 時間 (平成 27 年度)
障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	50.8 点 (平成 26 年度)
グループホーム等利用者数	—	219 人	300 人
通所事業所から一般就労への移行	—	24 人	14 人
月あたりの障がい児童通所支援サービスの利用者数	—	201 人	753 人

### 3 主な取組や成果

- 平成24年に障害者虐待防止法が施行され、障がい者虐待防止センターとして、障がい者虐待の通報、相談に対し、関係機関と連絡、調整を行いながら対応した。
- 平成26年度から障がい者の雇用促進、実習の場の確保、授産作業の開拓、その他社会参加の機会の拡大を目的とした『障がい者の働く場創出事業』を、市内の主な障がい者団体が一体となって設立された一般社団法人 障がい者の働く場事業団に委託した。
- 平成27年度から障がい者の入院時におけるコミュニケーション支援員の派遣を行った。

### 4 今後の課題

- 障がい者に対する持続可能な医療費の公費負担制度や重度障がい者のくらしの場の整備（グループホーム、短期入所、日中活動の場など）が必要となる。

章	3	健康で安心して暮らせるまちづくり
節	4	地域での暮らしを支えるまちづくり

#### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実	包括的支援事業 認知症初期集中支援推進事業
2	福祉サービス利用者への支援	成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業補助事業
3	生活環境の整備	重度障害者住宅改造助成事業

#### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成18年度	平成23年度	平成28年度
ボランティアセンター登録グループ数	70 グループ	90 グループ	99 グループ (平成27年度)
住み慣れた地域での生活を支える地域福祉推進の満足度	—	52.3 点 (平成22年度)	51.2 点 (平成26年度)
小地域ネットワーク活動の延べ参加人数（地域福祉委員含む）	67,865 人	86,163 人	87,199 人 (平成27年度)
成年後見制度等の延べ参加人数	—	197 件	328 件

### 3 主な取組や成果

- 認知症の人やその家族への支援の取組を強化した。
- 成年後見制度利用支援事業において、助成条件等を整備拡充し、制度利用の促進を図った。
- （福）吹田市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業、法人後見事業との連携強化に取り組んだ。
- 障がい者の在宅生活を支えるための住宅改造の助成により、自立生活への可能性が高まった。

### 4 今後の課題

- 地域福祉の担い手不足について、対策が必要である。

章	3	健康で安心して暮らせるまちづくり
節	5	生活を支える社会保障の充実

### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	低所得者福祉	生活保護事業 生活困窮者自立支援事業
2	社会保障制度 (国民健康保険・国民年金)	後発医薬品使用差額通知事業 資格賦課事務事業

### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
後発医薬品普及率 (平成 25 年度より調査開始)	—	—	(28年3月実績) 58.00%

### 3 主な取組や成果

- 平成 19 年度から就労支援専門員を配置し、比較的就労阻害要因の少ない支援対象者に対して、ハローワークのプログラムを活用した早期の就労支援を、早期の就労が困難である支援対象者に対しては、就労支援専門員の個別指導による就労支援を行っている。
- 平成 25 年度から子ども健全育成生活支援員を配置し、子どもがいる生活保護世帯に対し、日常生活支援、養育支援、教育支援を行うことにより「貧困の連鎖」の防止を図っている。
- 平成 26 年度から健康管理支援員を配置し、健康面についての適切な助言、指導及び援助による生活保護受給者の適正受診を図っている。
- 平成 27 年度から生活困窮者自立支援センターを設置し、生活困窮者からの相談を受け、支援プランを作成し、就労などの必要な支援を行っている。

- 無年金・低年金への対応など、安心して年金が受給できるよう厚生労働省・日本年金機構に対して要望している。
- 後発医薬品の使用により自己負担額が下がる見込みのある国民健康保険被保険者に対し、「後発医薬品使用差額通知書」を送付することにより国民健康保険の医療費適正化に取り組んだ。

#### 4 今後の課題

- 生活保護の被保護世帯が今後も増加している状況を踏まえ、経済的な困窮に陥るおそれのある段階から自立の支援を行い、問題の深刻化や複雑化を防ぐとともに、生活保護受給者に対しては、生活保障と自立を支援し、包括的な支援体制を構築する必要がある。
- 後発医薬品使用率目標値を平成29年に70%以上、平成30年度から平成32年度末までの早い時期に80%以上という国の指針に基づき、被保険者への通知等、市民へ周知する必要がある。

<b>章</b>	<b>3</b>	<b>健康で安心して暮らせるまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>6</b>	<b>健康な暮らしを支えるまちづくり</b>

#### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	健康づくりの推進	「健康すいた21」推進事業
2	保健事業の推進	妊娠・出産包括支援事業 訪問指導事業
3	地域医療体制の整備	休日急病診療所事務事業

#### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成18年度	平成23年度	平成28年度
吹田市国保検診（40歳～74歳）及び30歳代健診年間受診者数※1	53,364人	32,555人	29,954人 (平成27年度)
1歳6か月児健康診査の受診率	95.8%	95.8%	98.2% (平成27年度)
病院・診療所・救急医療などの医療環境に関する満足度	—	55.5点 (平成22年度)	57.4点 (平成26年度)

※1) 平成19年度までは、老人保健法に基づく基本健康診査の30～74歳までの受診者数

### 3 主な取組や成果

- 平成 20 年度から特定健診（国保健診）・特定保健指導を実施するとともに、未受診者等には再勧奨を行うなど、生活習慣病予防に努めている。
- がん検診については、個別勧奨通知や、がん検診無料クーポンの配布、国民健康保険加入者に対するがん検診助成券の発行などにより、受診率の向上を図っている。
- 平成 26 年 5 月に吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針を策定し、健康寿命の延伸に向け、北大阪健康医療都市（健都）を中心としたまちづくりを進めている。
- 平成 26 年 4 月 1 日に市立吹田市民病院を地方独立行政法人へ移行した。

### 4 今後の課題

- 健康寿命の延伸を図るため、市はもとより個人、地域、団体がそれぞれの立場において健康づくりを推進していくことが重要である。
- 特定保健指導の対象外であって生活習慣病のリスクが高い方に対する重症化予防と医療機関との連携が必要である。
- 吹田版ネウボラ（安心・安全に妊娠・出産・子育てのできる環境）を整備していく必要がある。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に努める。
- 休日急病診療所は現在、暫定的に保健センターに移転しているが、恒久的な移転先を検討していく必要がある。
- 病院同士または病院と診療所の連携を推進し、医療機関相互のつながりを深め、地域医療体制を確立していく必要がある。
- 在宅医療等の医療需要の増大を見据え、かかりつけ医の定着促進、在宅医療推進の環境づくりについて、市民に啓発するとともに、医療関係者と今後の方向性や対応を協議していく必要がある。

章	4	個性がひかる学びと文化創造のまちづくり
節	1	学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	教育内容の充実	小中一貫教育推進事業 英語教育推進事業
2	教育環境の充実	小学校・幼稚園安全対策事業 小学校・中学校就学援助事業 小学校・中学校校舎耐震補強事業

施策		主な事業
3	地域に開かれた学校づくりの展開	学校等支援者ボランティアネットワーク事業
4	青少年の居場所づくり	施設運営事業 こどもプラザ事業
5	青少年の仲間づくり	吹田市・高島市少年キャンプ大会事業
6	青少年を育てる家庭・地域づくり	地区青少年健全育成事業への助成事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
中学校給食の実施校数	0 校	18 校	18 校
小中一貫教育の実施校区数	—	18 中学校区	18 中学校区
小中学校屋内運動場の耐震化の実施校数	27 校	53 校	54 校
青少年関連施設の年間利用者数	130,395 人	276,864 人	299,855 人 (平成 27 年度)
青少年の育成に関する満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	51.6 点 (平成 26 年度)
児童生徒の学習意欲	—	57.0%	60.7% (平成 27 年度)
学校教育に関する満足度	—	51.5 点 (平成 22 年度)	53.2 点 (平成 26 年度)
学校教育支援者活用延べ回数	—	—	10,500 回

## 3 主な取組や成果

- 小中一貫教育推進事業においては、平成 23 年度より施設分離型の小中一貫校「千里みらい夢学園」をリーディングスクールとして研究・実践を進めるほか、他の 17 中学校ブロックにおいても、小中一貫教育推進会議の開催、児童・生徒校種間交流、中学校での小学生の授業体験、研究授業・合同研修等に取り組んでいる。

- 英語教育推進事業においては、小学校 5・6 年生と中学校に英語指導助手を配置し、平成 27 年度は、教育課程特例校にあたる小学校 16 校にて、1 年生から英語の授業を展開した。小学校で英語のコミュニケーション能力の素地を養い、中学校で更なる能力の向上を図るなどの国際的なコミュニケーション能力の育成に取り組んだ。
- 全市立小学校及び幼稚園に警備員等を配置し、学校・幼稚園の安心安全に取り組んだ。
- 小学校・中学校就学援助においては、全児童・生徒に対する申請書類の配布等、制度の周知徹底や、申請の利便性にも配慮した。
- 学校施設の耐震化が平成 27 年度末で完了した。
- 平成 23 年 3 月に青少年や青年団体の活動拠点とする吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館を開設し、様々な悩みを持つ青少年の相談や、社会的自立につながる場を提供している。
- ひきこもりやニート、不登校など様々な理由で社会との関係が希薄になった青少年とその家族に対し、臨床心理士などの資格を有した専門相談員が相談等の支援を実施している。
- 放課後の子どもたちに安心で安全な居場所を提供する「太陽の広場」を市内全 36 小学校で取り組むほか、活動プログラム等を通じて「留守家庭児童育成室」との連携を進めた。
- 市立幼稚園においては、4、5 歳児でひとつのクラスを編成する異年齢児学級保育を実施するとともに、園児と小中学生との交流や、職業体験の受入れ、地域の高齢者などとの触れ合いを通して、「人とかかわる力」を育んだ。
- 市立幼稚園において、一時預かり事業や園庭開放や未就園児教室、子育て講座等を実施し、幼児教育センターとしての役割を果たした。
- 各青少年施設（青少年活動サポートプラザ、青少年クリエイティブセンター、自然体験交流センター、少年自然の家）による「施設連携会議」を開催し、施設の管理・運営に関する情報や意見交換を行い、各施設における事業の充実や効率化を図った。

#### 4 今後の課題

- 小学校・中学校就学援助の申請書類を簡潔な内容に改編する必要がある。
- 太陽の広場については、地域のボランティアの方々の理解と協力を得ながら、活動プログラム等の充実に努める。
- 教育、医療、労働などの関係機関等で構成される「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議の連携を強化し、セーフティネットの更なる拡大に努める。
- 学校施設の老朽化対策として、校舎・屋内運動場の大規模改造事業及びトイレ施設整備事業を行う必要がある。

<b>章</b>	<b>4</b>	<b>個性がひかる学びと文化創造のまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>2</b>	<b>生涯にわたり楽しく学べるまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	生涯学習推進体制の充実	生涯学習推進本部事業 生涯学習吹田市民大学事業
2	社会教育施設等における生涯学習の推進	地区公民館事業 図書館運営事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
教室開放事業の年間利用件数	120 件	155 件	100 件 (平成 27 年度)
地区公民館主催講座の年間受講者数	53,312 人	48,028 人	49,493 人 (平成 27 年度)
市民一人あたり年間図書貸出冊数	6.1 冊	8.3 冊	8.8 冊 (平成 27 年度)
生涯学習に関する環境の満足度	—	50.6 点 (平成 22 年度)	51.4 点 (平成 26 年度)

## 3 主な取組や成果

- 平成 25 年度から、夢と希望を広げる出会い事業として、児童や生徒が、様々な分野で活躍する方々と出会う場を設け、講演や実技指導を通じて、夢や目標を持って努力することの大切さを学ぶ機会を提供した。
- 平成 19 年に「吹田市子ども読書活動推進計画」を策定し（平成 25 年 3 月改訂）、平成 25 年度から自動車文庫による市内小中学校向けの学校訪問（「ごりまる学校訪問」）、団体貸出図書の配達回収サービス（「ごりまる便」）を実施するなど、学校と連携した取組を行った。
- 図書館では、平成 22 年 1 月から全館で毎日開館を実施し、平成 23 年 3 月に山田駅前図書館を、平成 25 年 1 月に千里丘図書館を新設した。
- コンピュータによる図書館システムでは、平成 19 年度にメールマガジンの発行、平成 25 年度に「Facebook」「Twitter」を開始し、図書館の広報や資料紹介、レファレンスに活用、平成 27 年度にはホームページを刷新し、吹田市に関する情報を検索できるようにした。
- 図書館の近隣市町の相互利用について、平成 23 年 5 月から豊中市と、平成 26 年 7 月から大阪市と、平成 27 年から摂津市と協定を結び、読書の機会の充実に取り組んだ。

- 図書館では、障がい者のための資料の点訳・音訳及び子どもの読書活動振興のためのボランティア養成に努め、市民との協働に取り組んでいる。

#### 4 今後の課題

- 公民館や図書館等、老朽化している施設の整備が必要である。  
 ●図書館では、小中学校との連携強化、北摂地区の広域図書館利用に取り組む必要がある。

<b>章</b>	<b>4</b>	<b>個性がひかる学びと文化創造のまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>3</b>	<b>スポーツに親しめるまちづくり</b>

#### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	体育・スポーツ施設の整備	市民体育館管理事業など
2	指導者の養成・確保と資質の向上	地域スポーツ指導者養成・研修事業
3	スポーツ関係団体の育成	社会体育関係団体体育成事業
4	生涯スポーツの促進	ホームタウン推進事業 運動習慣化プログラム推進事業

#### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
スポーツを行っている市民の割合	24.8%	36.1% (平成 22 年度)	36.7% (平成 26 年度)
市民体育・スポーツ施設の年間利用者数	1,350,533 人	1,475,801 人	1,393,558 人
スポーツ活動の指導者数（登録者数）	2,521 人	2,533 人	2,393 人
スポーツに親しめる環境の満足度	—	52.9 点 (平成 22 年度)	53.0 点 (平成 26 年度)

#### 3 主な取組や成果

- 全てのスポーツ施設に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを十分に発揮した施設の管理運営を行うとともに、市民ニーズに合わせた自主事業などによる市民サービスの拡大を図った。

#### 4 今後の課題

- スポーツ施設の利用者の利便性や安全性の向上のため、老朽化の著しい施設の維持補修等、整備が必要である。
- 健康寿命延伸を目的とした運動習慣化に向けた事業について、関係部局や関係機関との連携を強化する必要がある。
- 市立吹田サッカースタジアムに本拠地を置くガンバ大阪を応援する団体との連携を深めるとともに、全庁的な取組を推進し、地域の活性化を図る必要がある。

<b>章</b>	<b>4</b>	<b>個性がひかる学びと文化創造のまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>4</b>	<b>多彩な文化が交流するまちづくり</b>

#### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	文化の振興	市民文化祭事業 ティーンズクラシックフェスティバル事業 歴史と文化のまちづくり活動推進事業
2	文化を育む環境づくり	文化会館管理事業 国内都市交流事業
3	文化財の保存と活用	公開展示事業 文化財保存活用事業

#### 2 第3次総合計画等に関する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
文化会館、公民館や市民ギャラリーで行われる芸術・文化行事に参加したことがある市民の割合	31.3%	26.6% (平成 22 年度)	25.2% (平成 26 年度)
芸術・文化に親しめる環境の満足度	—	51.3 点 (平成 22 年度)	51.9 点 (平成 26 年度)
大学図書館の市民利用登録者数	—	341 人	170 人 (平成 27 年度)
都市間交流を行う年間交流市民数	209 人	282 人	249 人 (平成 27 年度)
地域の歴史に親しんだ人の数	64,442 人	57,181 人	63,871 人 (平成 27 年度)
特色のある文化や歴史を持つまちとの交流の満足度	—	50.2 点 (平成 22 年度)	50.4 点 (平成 26 年度)

### 3 主な取組や成果

- ティーンズクラシックフェスティバルにおいては本選出場者が他の催しで出演依頼を受けプロと共に演する等、若い才能の発掘、育成の場として定着している。
- 吹田市民文化祭では、文化団体を中心とする市民の自主的な文化活動を支援する等、個人や市民グループの文化活動の発表の場を提供し、文化を育む環境づくりを進めている。
- 高島市や能勢町との文化交流、妙高市とのサッカー交流、土佐町との少年剣道交流などを通し、お互いの住民がその地域の持つ魅力を再発見し、一層の住民意識やアイデンティティを高めた。
- 博物館では、多様なニーズに対し、幅広いテーマの展示や市民参画展示、学校教育との連携を進めるなど、内容の充実をはかった。
- 重要文化財である旧西尾家住宅及び登録文化財である旧中西家住宅の公開やイベントの開催により、文化財を身近に親しめるように活用を図った。

### 4 今後の課題

- ティーンズクラシックフェスティバルでは、市内の学校や音楽活動団体との連携を深め、市外の若者が音楽の才能育成のために本市との関わりを希望するような事業展開を進める必要がある。
- 旧西尾家住宅・旧中西家住宅及び浜屋敷の各々の特性に基づき、保存、管理、活用を図っていく必要がある。

章	4	個性がひかる学びと文化創造のまちづくり
節	5	国際感覚豊かなまちづくり

### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	国際感覚の醸成	国際交流事業
2	国際理解の推進	国際交流事業
3	多文化共生のまちづくり	国際交流事業

### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
国際交流活動の満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	49.8 点 (平成 26 年度)
コミュニティ通訳ボランティア登録者数	18 人	13 人	20 人

### 3 主な取組や成果

- 日本語による会話が十分でない外国人の医療機関受診等の際の通訳ボランティアを実施するとともに、コミュニティ通訳ボランティアの技術向上のための研修会を実施した。
- 日本語による会話が十分でない外国人向けに、日本語教室を開催し、学習者の知識や技術習得支援を行うとともに、日本の文化や生活習慣を知る機会を提供し、国際理解の意識を高めた。

### 4 今後の課題

- 「多文化共生のまちづくり」を総合的、効果的に進めるため、異文化理解や交流に加え、人権尊重の視点に立ち、関係所管と連携して施策を進める必要がある。

章	5	環境を守り育てるまちづくり
節	1	環境負荷の少ない住みよいまちづくり

#### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	環境汚染防止対策の推進	公害防止対策事業 環境監視事業
2	快適な生活環境の確保	環境美化啓発事業

#### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
二酸化窒素目標値適合率	0.0%	75.0%	100.0% (平成 27 年度)
BOD目標値適合率	89.1%	96.2%	97.9% (平成 27 年度)
環境騒音（道路に面しない地域）目標値適合率	58.0%	80.0%	84.0% (平成 27 年度)
環境美化推進重点地区等	2 地区	3 地区	6 地区

### 3 主な取組や成果

- 平成 23 年度に作成した熱環境マップを基に、環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）の手続きを通じて開発を行う事業者等に対して、ヒートアイランド対策に係る指導・誘導を行った。
- 市民、事業者、吹田市が連携して環境美化を推進するため、環境美化推進員制度を創設するとともに、環境美化推進重点地区等のさらなる環境美化を図るため、違反者に対して過料徴収できる旨を「吹田市環境美化に関する条例」に規定した。
- 工場規制や下水道の普及等により、市内河川の水質が改善した。

#### 4 今後の課題

- 北大阪健康医療都市や近年の大学における試験・研究施設の建設、更新に伴い、遺伝子組換え施設等に関する条例の遵守徹底と地域住民との調和を図るため、効果的な情報発信や地域住民への説明を行うよう指導していく必要がある。
- ヒートアイランド対策を効果的に進めるために、公共施設や道路における人工排熱対策、蓄熱対策や、市民・事業者に対する啓発活動を進める必要がある。
- 平成26年度に条例改正した項目（市内歩行喫煙禁止、過料徴収規定等）の継続的な周知を行う。
- 事業活動等に伴う公害の発生を未然に防止するため、事業者に対して環境法令の十分な周知啓発と理解を促す必要がある。
- 南吹田地域の地下水汚染問題等、環境法令では解決に至らない公害問題に対する取組が大きな課題となっている。
- 環境に対する高い市民意識と環境法令に基づく事業者指導との内容にズレが生じており、事業者に対し、さらなる生活環境への配慮（騒音、振動、悪臭等）を求める必要がある。

章	5	環境を守り育てるまちづくり
節	2	自然と共生するまちづくり

#### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	自然とのふれあい空間の保全と創造	花とみどりの情報センター管理事業 公園みどり政策事業
2	自然環境保全意識の普及・啓発	生物多様性保全施策推進事業

#### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成18年度	平成23年度	平成28年度
保護樹木・保護樹林指定件数	58件	59件	61件 (平成27年度)
まちの緑の多さに愛着や誇りを感じる市民の割合	55.3%	59.5% (平成22年度)	61.4% (平成26年度)

#### 3 主な取組や成果

- 「すいた環境教育フェスタ」では、市民・事業者・行政が環境教育と自然保全活動について情報交換や成果発表を行うなど、市民の環境保全意識の向上を図っている。
- 「アジェンダ21すいた」では生物多様性の保全を進めるために市民への啓発として自然観察会やシンポジウムを開催している。

- 緑あふれる未来サポーターによる竹林や緑地の管理等、市民との協働の取り組みとして、自然環境の保全に取り組んでいる。

#### 4 今後の課題

- 生物多様性について、保全に配慮した消費行動に関する啓発、近隣自治体と連携した広域的な保全に取り組んでいく必要がある。
- 市民との連携・協働により、貴重な動植物が生息・生育している環境を保全する必要がある。
- 緑地の永続性に一定の担保性を有する生産緑地地区について、今後予想される買取申出に対する市の考え方を整理した上で、保全・活用に取り組む必要がある。

<b>章</b>	<b>5</b>	<b>環境を守り育てるまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>3</b>	<b>循環を基調とするまちづくり</b>

#### 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	地球環境保全の推進	地球温暖化対策新実行計画管理運用事業
2	廃棄物対策の推進	ごみ減量・再資源化啓発事業 廃棄物減量等推進員事業
3	総合的・計画的な環境施策の推進	地球温暖化対策新実行計画管理運用事業
4	環境学習・環境教育の推進	環境啓発事業 すいた環境サポーター養成講座運営事業

#### 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
ごみの資源化率	26.5%	28.9%	30.4%
市民 1 人あたりのごみ排出量	1,092 g	927 g	857 g (平成 26 年度)
ごみの焼却処理量（年間）	12 万 616 t	10 万 3,802 t	9 万 7,893 t (平成 26 年度)
リサイクル率（市の取組に伴う資源化）	13.9%	16.7%	17.6% (平成 26 年度)

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
吹田市域の家庭部門における年間エネルギー消費量（市民 1 人当たり）	14.5G J	14.3G J	14.2G J (平成 24 年度)
吹田市域の業務部門における年間エネルギー消費量（従業員一人当たり）	62.8G J	54.4G J	49.6G J (平成 24 年度)

### 3 主な取組や成果

- 平成 23 年 3 月に、市域の地球温暖化対策の目標と施策を定める「吹田市地球温暖化対策新実行計画」を策定した（平成 28 年 3 月改訂）。
- 環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）の手続を通じて、市立吹田サッカースタジアムの建設やエキスポシティの開発事業に関して、環境の保全及び良好な環境を創造する効果的な取組を誘導した。
- 本市独自の環境マネジメントシステム「吹田市役所エコオフィスプラン」を策定し、市の事務事業に伴うエネルギー・資源の消費量削減を推進した。
- ごみの減量・資源化の促進に向け、市内事業者、市民団体、本市でレジ袋削減・マイバッグ持参運動の協定を締結し、北摂 8 市町村においても共同の取組を行った。
- （公財）千里リサイクルプラザを資源リサイクルセンターの指定管理者とし、ごみの減量・資源化に関する多様な啓発活動を実施した。
- 再生可能エネルギーの普及に向け、太陽光発電設備設置に対する補助金制度や公共施設の屋根貸しによる太陽光発電設備設置に関する協定を民間事業者と締結した。
- 高効率な廃棄物発電設備、焼却灰の溶融設備を備えた資源循環エネルギーセンターを平成 23 年度から稼働した。

### 4 今後の課題

- 温室効果ガス排出量の削減に向けて、家庭や事業所における節エネルギー行動や再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入を促進する啓発、情報提供及び、開発事業の計画段階での先進的な環境配慮を求めていく必要がある。また、公共施設においても、効果的な省エネ対策を実施するとともに、再生可能エネルギーの積極的な導入を図っていく必要がある。
- 市民のごみ減量、資源化に対するさらなる意識の向上を図るため、効果的な啓発のあり方や廃棄物減量等推進制度の運用について検討する必要がある。

<b>章</b>	<b>6</b>	<b>安全で魅力的なまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>1</b>	<b>安全なまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	防災	防災訓練事業 地域防災推進事業 地域防災計画推進事業
2	防犯	地域防犯推進事業 公共施設等防犯カメラ設置事業
3	消防	救急活動事業 救急隊増隊 高度救助隊発足

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
自主防災組織の組織数（組織率）	6 組織 (17.6%)	18 組織 (52.9%)	22 組織 (64.7%)
避難所となる公共施設の耐震化率	49.0%	78.0%	93.2%
災害に備えている市民の割合	21.8%	23.8% (平成 22 年度)	27.7% (平成 26 年度)
治安がよいと感じる市民の割合	33.5%	42.0% (平成 22 年度)	42.8% (平成 26 年度)
年間火災件数（過去 10 年間の平均値）	97 件	76 件	66 件 (平成 27 年)
普通救命講習会等の受講者数	5,587 人	6,937 人	7,905 人 (平成 27 年)
地震や水害などに対する防災の満足度	50.6 点	51.5 点 (平成 22 年度)	51.8 点 (平成 26 年度)
地域防災リーダー育成講習受講者数	—	49 人	24 人 (平成 27 年度)
防犯対策の満足度	47.6%	49.6% (平成 22 年度)	54.7% (平成 26 年度)
安心安全のまちづくり講習会受講者数	187 人	980 人	216 人 (平成 27 年度)

### 3 主な取組や成果

- 非常用物資の備蓄や防災行政無線屋外拡声器の増設など、防災施設の整備に取り組んでいる。
- 災害時応援協定や、地域、事業者等関連団体の連携を図った地域防災総合訓練、連合自治会合同防災訓練を実施し、住民自身や地域による活動体制の整備に取り組んでいる。
- 地域青色防犯パトロール活動や防犯講座に加え、地域防犯力のさらなる向上のため、公共施設等への防犯カメラを設置するとともに、全公用車へのドライブレコーダー設置に取り組んでいる。
- 平成30年4月までに救急隊2隊を増隊することとなった。
- 消防通信指令機器（高機能消防指令センター）及び消防救急デジタル無線の整備を完了した。
- 平成28年4月から吹田市・摂津市消防指令センターの消防指令事務協働運用を開始した。
- 平成28年度中に高度救助隊を発足することとした。

### 4 今後の課題

- 地域防災計画を災害発生時に活用できる実効性のある計画へ改訂する必要がある。
- 地域防災力の強化のため、地域防災リーダー育成や消防団員の確保により、住民自身による防災力、減災力の向上に取り組む必要がある。
- 大学のあるまちを活かした防災体制に関する協定締結や訓練を実施し、災害対応力を強化する必要がある。
- 市民の防犯意識の高揚を図るため、警察と連携した防犯ボランティア等、地域の防犯活動を支援する必要がある。
- 大規模、複雑多様化する災害や事故に的確に対応するための消防力の整備、充実を進める。
- 消防の広域化への検討を進める。

章	6	安全で魅力的なまちづくり
節	2	暮らしや都市活動を支える基盤づくり

### 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	総合的な都市整備の推進	北大阪健康医療都市整備事業 (吹田操車場跡地整備事業) 千里南地区センター再整備事業 千里山駅周辺整備事業 南吹田地域まちづくり事業
2	緑豊かな安心して遊べる公園整備	樹木健全度緊急調査事業

施策		主な事業
3	誰もが安全で快適な交通環境づくり	総合的自転車対策事業
4	自動車に過度に依存しない交通環境づくり	地域公共交通活性化事業
5	安全で快適な道路整備	道路ストック総点検事業 都市計画道路整備事業 街路樹等維持管理事業
6	上水道の整備	自己水源の確保と浄配水施設の整備 計画的な管路整備
7	下水道の整備	公共下水管渠整備事業 雨水レベルアップ整備事業 下水処理場整備事業

## 2 第3次総合計画等に関する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
住み続けたいと思う市民の割合	64.3%	66.2% (平成 22 年度)	69.1% (平成 26 年度)
特色のある植栽を行った公園の数	8 か所	14 か所	18 か所
緑あふれる未来サポーター制度登録団体	6 団体	60 団体	88 団体 (平成 27 年度)
公園・緑地の利用しやすさの満足度	62.1 点	60.0 点 (平成 22 年度)	62.4 点 (平成 26 年度)
公園を身近なものと感じる市民の割合	40.3%	44.7% (平成 22 年度)	47.6% (平成 26 年度)
駅舎及び移動経路のバリアフリー化率	駅舎 71.0% 移動経路 23.0%	駅舎 100.0% 移動経路 30.0%	駅舎 100.0% 移動経路 49.0%
都市計画道路の整備率	81.0%	81.0%	91.0%
主要上下水管路の耐震化率	14.9%	29.9%	39.1% (平成 27 年度)
10 年確率降雨に対応した対応した下水道雨水対策整備率	39.9%	50.4%	53.7% (平成 27 年度)
下水道の高度処理普及率	36.1%	45.7%	62.4% (平成 27 年度)

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
鉄道・バスなど公共交通網の便利さの満足度	69.3 点	65.4 点 (平成 22 年度)	65.1 点 (平成 26 年度)
道路の整備状況の満足度	52.5 点	54.1 点 (平成 22 年度)	55.2 点 (平成 26 年度)
歩行者にとっての道路の安全性の満足度	52.5 点	44.4 点 (平成 22 年度)	45.1 点 (平成 26 年度)
地下水比率	21.3%	18.4%	13.2% (平成 27 年度)
水道水の安心度	72.4%	97.4%	91.1% (平成 27 年度)

### 3 主な取組や成果

- 吹田操車場跡地の土地区画整理事業等により、操車場跡地から北大阪健康医療都市へ土地利用転換が行われ、国立循環器病研究センターや市立吹田市民病院、駅前複合施設などの立地を進めている。
- 健都イノベーションパークでは、国循と連携する企業の研究施設などの誘致とともに、産官学民が一体となった国際級の複合医療産業拠点の形成を進めている。
- 地域特性を生かしたまちづくりのルール化に向け、まちづくりに関する専門家としてアドバイザーを派遣するなど、まちづくり活動支援制度を活用し、住民の合意形成を支援することにより、地区計画（地区整備計画）を都市計画決定した。  
(古江台 2 目地区(平成 26 年度)、佐竹台 5 丁目・6 丁目地区(平成 27 年度))
- 随時、放置自転車等の撤去を実施した。
- 安全、安心で快適な道路空間の確保のため、計画的な舗装補修、街路樹の管理を進めるとともに歩道のバリアフリー化に努めている。
- 千里山駅周辺整備事業や千里南地区センター再整備事業を行い、まちづくりを進めている。
- 環境配慮を目的として、平成 26 年度から防犯灯の LED 化を実施している。
- 平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、樹木健全度緊急調査を実施し、倒伏の可能性のある公園緑地樹木 8,040 本を、樹木医による専門的な見地に基づき診断した。
- 平成 23 年度に公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の安全性の確保と適切な維持管理を行った。
- 浸水被害発生地域の雨水排水能力増強を重点的に進め、10 年確率降雨に対応した下水道雨水対策整備率が増加した。(平成 18 年度 39.9%→平成 27 年度 53.7%)
- 下水道高度処理施設の一部導入や正雀処理区の流域下水道編入により、高度処理普及率が増加した。(平成 18 年度 36.1%→平成 27 年度 62.4%)

- 下水道施設の老朽化について、長寿命化計画に基づき、計画的・効率的・効果的な改築更新を推進した。
- 水道施設の耐震化・経年化施設の更新を推進するとともに、健全な水道事業を継続していくための料金改定（平均改定率10%）を実施した。
- 水道水の安全性を守るために、水道 GLP（水道水質検査における有料試験所規範）を取得するとともに、鉛製給水管の取替を推進している。
- 平成25年3月に吹田市水道施設マスタープランを策定し、概ね40年後の水道システムの再構築に向けて、計画的に事業を推進している。

#### 4 今後の課題

- 北大阪健康医療都市の完成後は、「健康・医療」をキーワードとする取組により健康寿命延伸を推進することが必要となる。
- 健都イノベーションパークでは、医療関連の企業や研究機関等を誘致し、国立循環器病研究センターを中心とする国際級の複合医療産業拠点の形成を目指しており、拠点形成後においても引き続き国循や誘致企業等との連携を進め、本市の魅力をより高めることが必要となる。
- 平成28年4月1日に策定した北千里駅周辺の活性化ビジョンに基づく事業実施に向けて、地域、関係機関との調整が必要である。
- 開発、都市計画道路の整備等による交通の変化を踏まえた市内の交通体系の検討が必要である。
- (仮称)自転車走行環境整備計画に基づき年次的に整備を進めていくことが必要である。
- 近年膨大にストックされた下水道施設について、予防保全型の適正な維持管理、耐震化や老朽化対策に伴う効率的な改築更新を進める必要がある。
- 雨水浸水対策を引き続き実施するとともに、浸水に関わる情報提供や自助対策の支援等の取組を行う必要がある。
- 安定した水道システムを確立するために必要となる水道施設の再構築事業（経年化施設の更新・耐震化などによる施設の強靭化等）を効率的、効果的に実施する必要がある。
- 水道施設の整備について、市町村の枠組みを超えた広域化の取組が必要となる。

<b>章</b>	<b>6</b>	<b>安全で魅力的なまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>3</b>	<b>良好な住宅・住環境づくり</b>

## 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	多様なニーズに対応した住宅の整備	市営住宅管理事業 空家等対策事業
2	良好な住環境づくり	建築指導事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
福祉型借上公営住宅の戸数	37 戸	—	55 戸
借上型市営住宅の戸数	—	55 戸	37 戸 (平成 27 年度)
建築協定締結箇所数	7 地区	10 地区	10 地区
地区計画策定箇所数	6 地区	10 地区	11 地区
高齢者が居住する一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合	—	39.0% (平成 20 年度)	45.0% (平成 25 年度)
マンション管理組合ネットワーク参加組合数	—	32 団体	57 団体 (平成 28 年 4 月)

## 3 主な取組や成果

- 市営住宅の入居者募集において、高齢者・障がい者、ひとり親世帯、新婚・子育て世帯など、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行った。
- 民間賃貸住宅を借り上げ、市営住宅としての供給を確保した。
- 耐震補強工事等、安全を支える住まいづくりを推進した。

## 4 今後の課題

- 住宅確保要配慮者に対応するため、民間賃貸住宅や空き家等、市場機能を活用した住宅セーフティネットを構築する必要がある。
- 旧耐震基準で建設された住宅に対する耐震診断や必要に応じた耐震改修により、住宅ストックの耐震性能を高める必要がある。

<b>章</b>	<b>6</b>	<b>安全で魅力的なまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>4</b>	<b>景観に配慮したまちづくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	良好な都市景観の形成	景観まちづくり推進事業
2	景観形成への啓発・支援	緑あふれる未来サポーター事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
まちなみが美しいと感じる市民の割合	49.7%	57.2% (平成 22 年度)	58.6% (平成 26 年度)
景観形成地区指定件数	2 地区	11 地区	15 地区
市道の里親道路の箇所数	5 か所	30 か所	41 か所

## 3 主な取組や成果

- 平成 20 年度から景観行政団体となり、平成 21 年度に景観まちづくり条例、景観法に基づく景観計画として、「景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」を策定し、運用している。
- 歴史的まちなみの保全に向けた啓発の取組みを強化した。

## 4 今後の課題

- 既成市街地の景観形成地区等重点地区の指定に向け、住民等と協働して取組む必要がある。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定、景観まちづくり活動団体の認定などの制度について、積極的な活用を検討する必要がある。

<b>章</b>	<b>7</b>	<b>活力あふれにぎわいのあるまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>1</b>	<b>地域の特性を生かした産業の振興</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	商工業の活性化	中小企業資金融資事業
2	商工業の新たな展開	新産業育成・創業起業支援事業
3	商工業を支える基盤づくり	商店街等魅力向上促進事業

施策		主な事業
4	地域性を生かした都市農業の推進	地産地消の推進事業
5	うるおいのある都市農業の推進	花とみどりふれあい農園事業
—	—	観光企画推進事業 情報発信プラザ事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成18年度	平成23年度	平成28年度
事業所開業率	5.8%	—	9.9% (平成26年)
市民農園の区画数	880区画	871区画	845区画
吹田市の開業率と廃業率の差	-0.1%	-0.43% (平成21年度)	2.1% (平成26年)
商店街・小売市場における空き店舗率	7.3% (平成19年度)	10.1%	9.0% (平成27年度)
観光施設利用者数	3,249,660人	3,497,809人 (平成22年度)	3,806,844人 (平成27年)

## 3 主な取組や成果

- 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画が国の認定を受け、その支援による創業者が増加した。(平成26年度76人→平成27年度109人)
- 「すいた創業支援ネットワーク」の連携による創業支援の強化を図った。
- 朝市など吹田産農産物即売事業の支援を行い、地産地消の推進に寄与した。
- 大型商業施設EXPO CITY内に情報発信プラザ(Info forest すいた)を開設し、様々な都市魅力を発信し、市内回遊を促進した。

## 4 今後の課題

- 地域に根付いた商店街等では、人が交流し、安心して買物ができ、地域コミュニティの向上など地域の特性に応じた魅力ある商業地づくりを進める。
- 本市が持つ都市魅力を市内外に戦略的に発信するシティプロモーション事業に取り組む。
- 市単独ではなく、市内の様々な事業者や北摂近隣市と連携した魅力発信を実施する必要がある。

章	7	活力あふれにぎわいのあるまちづくり
節	2	就労を支援する環境づくり

## 1 施策及び主な事業

施策		主な事業
1	雇用・就労の支援	地域就労支援事業
2	勤労者福祉の充実	勤労者福祉共済給付事業
3	労働条件の整備	労働相談事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	平成18年度	平成23年度	平成28年度
能力開発講座の年間参加者数	51人	47人	25人
吹田市勤労者福祉共済の被共済者数	2,299人	2,141人	2,232人
ひとり親の就労相談件数	64件	123件	137件 (平成27年度)
JOBナビすいた、JOBカフェすいたを活用した就職者数	—	576人	573人

## 3 主な取組や成果

- JOBナビすいたでは、様々な課題を抱えた求職者の状況に応じた相談、スキルアップの支援及び情報提供など、就職活動のサポートから職業紹介までワンストップでの就労支援を行った。
- 吹田市無料職業紹介所でのハローワークオンライン求人提供開始により求人受理件数が増加し、概ね30%台のマッチング率を維持している。
- 「吹田合同企業説明会」を開催し、市内大学生の地元での就職と定着を促進した。
- 「介護職員初任者研修講座」を開催し、人材不足分野の一つである介護職員の養成に努めた。

## 4 今後の課題

- 求職者のニーズに応じた独自の求人開拓と職業紹介によるマッチング率の更なる強化を図る必要がある。
- 大阪労働局と締結した「雇用対策協定」に基づき、大阪労働局と緊密に連携し、介護、看護、保育等の人材不足分野に対する就職支援の強化を図る必要がある。

<b>章</b>	<b>7</b>	<b>活力あふれにぎわいのあるまちづくり</b>
<b>節</b>	<b>3</b>	<b>消費生活を支える環境づくり</b>

## 1 施策及び主な事業

<b>施策</b>		<b>主な事業</b>
1	消費者の利益と安全の確保	消費者相談事業 消費者啓発事業

## 2 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
消費生活相談件数における解決率	98.6%	97.4% (平成 22 年度)	97.5% (平成 27 年度)
消費者の利益と安全の確保に関する満足度	—	47.2 点 (平成 22 年度)	48.1 点 (平成 26 年度)

## 3 主な取組や成果

- 消費生活相談については、迅速な問題解決に努めている。
- 「消費生活センターニュース」の発行等、様々な方法で消費者啓発を行っている。

## 4 今後の課題

- 消費生活相談内容の複雑化・多様化に伴い、消費者生活センターの相談員や行政職員の継続的なスキルアップを図る必要がある。
- 消費関連のトラブルを未然に防ぐために、事業者と消費者の双方に対し、関連する法令等の情報提供を行う必要がある。

<b>章</b>	<b>-</b>	<b>基本計画推進のために</b>
<b>節</b>	<b>-</b>	<b>協働によるまちづくり／地域の特性</b>

## 1 第3次総合計画等に関連する指標

	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 23 年度</b>	<b>平成 28 年度</b>
何らかの機会を通じて市政に参画したことのある市民の割合	7.6%	4.4% (平成 22 年度)	4.0% (平成 26 年度)
2～3年間に自治会・町内会などの活動に参加したことのある市民の割合	—	30.3% (平成 22 年度)	24.7% (平成 26 年度)
2～3年間にボランティア活動に参加したことのある市民の割合	—	8.8% (平成 22 年度)	5.4% (平成 26 年度)

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
コミュニティ施設の利用者数	946,457 人	909,918 人 (平成 22 年度)	778,378 人 (平成 27 年度)

## 2 主な取組や成果

- 平成 24 年 9 月に「市民公益活動センター」を開設し、ボランティア、市民公益活動団体への情報提供、交流の場の提供を行い、活動の発展、促進に努めている。(2 章 1 節に再掲)
- 平成 25 年度から 27 年度までを計画期間とする「市民自治の推進に向けてのアクションプラン」を定め、「吹田市自治基本条例」の運営原則である情報共有、市民参画、協働の推進に取り組んだ。(2 章 3 節に再掲)

## 3 今後の課題

- 市民公益活動団体の運営のためのノウハウ、人材、活動資金、活動拠点の不足など、様々な課題に対する効果的な支援施策が必要である。(2 章 1 節に再掲)
- 自治会の加入について、若年層やひとり世帯への啓発が必要である。(2 章 1 節に再掲)
- 市民自治によるまちづくりを推進するため、自治基本条例のさらなる認知度の向上を図り、市政への参画を促進する必要がある。(2 章 3 節に再掲)

章	-	基本計画推進のために
節	-	行政構造の改革／計画的な行財政運営の推進

## 1 第 3 次総合計画等に関連する指標

	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
研修受講回数 (年間 1 人当たり)	2.5 回	4.8 回 (平成 24 年度)	5.6 回 (平成 27 年度)
住民千人当たりの職員数（普通会計）	7.51 人	6.36 人 (平成 24 年度)	6.12 人
経常収支比率	93.0%	99.9% (平成 24 年度)	96.4% (平成 26 年度)
公共施設の利用しやすさの満足度	50.4 点	51.2 点 (平成 22 年度)	53.2 点 (平成 26 年度)

## 2 主な取組や成果

- 職員体制計画に基づき、平成 30 年 4 月までに住民千人当たり 5.90 人以下を目標とした職員数の適正化を図っている。

- 電子市役所への取組として、ネットワーク、グループウェア及び情報セキュリティ対策等のシステム基盤整備がほぼ完了した。
- 市民と行政の役割分担の明確化を図るため、平成 20 年 5 月に「市民と行政の役割分担に関する指針」を策定し、「事業仕分け評価」を実施した。市が行う事業の最適な担い手の検討、移行を進めた。
- 市民にとって必要な公共サービスの質と量を効率的に確保するため、平成 24 年 2 月に「吹田市アウトソーシング推進計画」を策定し、計画的かつ段階的にアウトソーシングを実施している。
- 多様化する市民ニーズに対応できる、より柔軟な組織とするため、権限の下位委譲を進めることで意思決定の迅速化を図った。さらに簡素で効率的な組織を目指し、情報伝達や意思決定の一層の迅速化、権限と責任のさらなる明確化を図るため、フラットでシンプルな組織構造とした。また、組織横断型のプロジェクトチームの活用も図りながら、機能的・弾力的な組織を目指し、縦割りの弊害の解消に努めてきた。
- 平成 25 年には、部局長権限による人事異動の仕組みを導入し、部局長自身がその部局の人事配置をマネジメントすることで、機動的かつ効果的な人材活用が可能になった。
- 行財政改革として、枠配分予算制度の導入、給与水準の適正化や職員体制の見直し、市が独自で実施している事業を主な対象とした「事業の見直し」などに取り組んだ。平成 25 年度からは、一般会計の実質収支が財政調整基金からの取崩しや臨時財政対策債の発行による財源不足補うこともなく黒字となった。
- 平成 19 年度に「使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」をまとめ、平成 20 年度に手数料、平成 24 年度に使用料・手数料及び自己負担金の改定を行った。また、平成 27 年度には同基本方針の見直しを行い、同年度に使用料及び手数料を改定し、自主財源の確保につなげた。
- 平成 24 年度からコンビニエンスストアでの市税納付を始め、納付機会を拡充することで、収納率の向上を図り、自主財源の確保につなげた。
- 権限移譲については、市民サービスの充実・向上、費用対効果の重視、自治体間バランスの確保、本市独自の施策推進などの観点から、メリットと課題を総合的に評価し、大気汚染防止法に係る規制事務や身体障がい者手帳の交付事務等の移譲を進めた。
- 行政評価については、平成 24 年度から行政評価の内部評価を補完する外部評価を導入し、平成 27 年度からは内部評価と外部評価を統合して開催することで、行政と有識者等との直接の意見交換を可能とした。さらに平成 28 年度からは外部評価委員に公募市民を加え、市民と行政が協働して点検する仕組みを構築した。
- 平成 28 年度から吹田市と摂津市共同で消防指令センターの運用を開始した。また、現在、北摂 7 市（豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市）及び 3 町（島本町・豊能町・能勢町）において、公立図書館広域利用（試行）に向けた協議を進めている。

### 3 今後の課題

- 近年取り巻く社会環境の急激な変化に対応しながらも着実に計画を推進できる職員の育成が必要となる。
- 公共サービスのあり方は、社会情勢に対応し変化するものであり、市民の視点に立った見直しが常に求められるため、アウトソーシングについての効果の検証及び評価をしたうえで、対象業務及び手法に関する幅広い検討が必要である。また、評価については、行財政運営の公平性・透明性が非常に重要であることから、担い手として期待される市民、事業者など多様な主体とともに検討を進めていくことが重要である。
- 自主財源の一層の確保を図るため、他市町村で既に行われている歳入確保策をはじめ、幅広い方策の検討が必要である。
- PDCA マネジメントサイクルをより効果的に回していくために、既存の行政評価制度をはじめ、新公会計制度財務諸表の一層の活用が必要である。
- 個別事業の見直しに留まらない部局単位での事業の選択と集中につながる仕組みづくりが必要である。
- 持続可能な行政サービスを提供するため、公共施設の広域的な適正配置や介護保険施設の共同利用等、近隣自治体との水平的・相互補完的、双務的な広域連携について検討する必要がある。
- 国や大阪府から権限移譲を受け、市としての自主性・自立性を高め、より一層住民福祉の向上を図るため、中核市への移行をめざす必要がある。
- 有事の際に情報システムの継続性を担保するため、クラウド化等の物理的な対策を検討するとともに、ICT-BCP の実効性を平時から保つ必要がある。
- 情報化の側面から行政経営を支援するため、CIO を中心とした情報化推進体制の強化を図る必要がある。
- 平成 28 年度末に公共施設等総合管理計画の策定を予定しており、計画策定後は、公共施設最適化計画や長寿命化計画など各施設の個別計画の上位計画として、持続可能なまちづくりの実現に向けて、公共施設をすべての人が安全快適に利用できるように取り組みを進め る。